

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年2月1日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時01分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題 県有地の貸付に関する調査及び検証に関すること
（付託案件）

第120号 和解の件
第121号 和解の件

会議の概要 1月18日、28日の本特別委員会の審査において要求した資料について執行部から説明を受けた後、質疑を行った。その後、1月25日、28日の2日間にわたって行われた現地調査についての質疑を行った。

主な質疑等

※1月18日、28日の本特別委員会の審査において要求した資料について

質疑

渡辺委員 私が資料要求しました1番について、足立弁護士にどのようなお支払いをしているのかという資料を提出いただきました。この資料に基づいて質問させていただきます。

初めに、きょう契約書を御提出いただき、この契約日が1月8日ということであります。私がこの資料要求をしたのは、1月18日になります。その時点では当然この契約が結ばれていて、その内容も承知しておられたと思います。しかしながら、私の質問に対して、このことをお答えいただけなかったのはなぜなのでしょう。

市川総務部長 私の記憶が正しければ、委員からの御指摘は1月18日、これまで足立弁護士にお支払いしたことについてのお尋ねだったかと思います。それで、行政経営管理課長のほうからは、顧問契約あるいは訴訟委任契約に基づくお支払いの件について答弁させていただいたと記憶しております。

渡辺委員 確かに私の質問は、顧問契約及び訴訟委任契約以外にどういった業務を行って、ほかに請け負っている業務はありますかという質問が先にあったと思うんですけれども、そのときに課長のほうから、顧問弁護士と訴訟委任契約ですというお答えがあったのですけれども、この時点でもう請け負っている業務はあったんですね。

市川総務部長 委員が前の御質問で御指摘いただいたとおり、1月18日時点では契約はなされておりました。

渡辺委員 答弁が誤っていたということで、不正確だったということですか。

保坂行政経営管理課長 渡辺委員から顧問契約、訴訟の追行、それから顧問弁護士以外に足立弁護士が担当している業務はあるんでしょうかという御質問を受けたところで、私が、訴訟代理人、それから県の顧問弁護士という、2つというお答えをしました。実際は1月8日には契約をしているということがございましたので、私の答弁について漏れがあったと思っております。

渡辺委員 その2つですとお答えいただいたので、漏れではないと思います。総務部長もその場にいましたよね。別に訂正する発言もなかったのですけれども、総務部長も漏らしたのか、そのまま聞き逃したということでしょうか。

市川総務部長 済みません、結果としてはそういうふうになります。

渡辺委員 実に不誠実な答弁だと思いますけれども、そのことについてこの委員会に対して、議会に対してどのようにお考えですか。

市川総務部長 済みません、できるだけ事実に即して丁寧に答弁していきたいと思っております。

渡辺委員 ぜひ事実に即して丁寧に答弁していただきたいと思っております。

そのことを踏まえて、支払い自体も多額、6,600万円にも及ぶこの調査業務委託契約というのは、まさに衝撃です。たった3カ月弱で、しかも私が質問した1月18日の委員会の3日後の1月21日にもう既に支払いが起きているということが、この資料からわかるわけですが、もう一度伺いますけれども、業務について答弁漏れがあったとしても、こういうことを担当課としても部長としても承知していた以上は、仮に支払いが18日の時点で起きなかったとしても、これについては説明すべきだったのではないですか。

市川総務部長 御質問者である委員がそのようにおっしゃっているということであれば、委員の御趣旨に即した答弁をしたほうがよかったのではないかとと思っております。

渡辺委員 私がというよりも、ここは委員会ですので、委員会に対してぜひ誠実で真実を答弁していただきたいと思っております。

また、この6,600万円という多額な支出額の予算はどこにあるんですか。予算書あるいは課別説明書のどこからこれは持ってきたんですか。

市川総務部長 既定の予算で対応させていただきました。総務部の予算でございます。

渡辺委員 既定の予算、総務部の予算とおっしゃるんですけども、では予算書のどこ、課別説明書のどこから持ってきたんですか。

市川総務部長 課別説明書には、全ての契約事由について個々の説明を必ずしも行っているものではないです。あくまでも年度当初におきます見積もりとして、主なものを書かせていただいているところがございます。認められた予算の範囲内で、課別説明書にない契約についても、年度途中でそういった事案が発生した場合については、お認めいただいた予算の範囲内で契約をし、事務を執行することはございます。今回もそのように対応させていただいたということがございます。

渡辺委員 いや、予算書のどこに載っているんですか。この金額はどこにあるんですか。

市川総務部長 総務費の総務管理費、こちらが議決案件でお認めいただいた予算でございますけれども、そちらの中の予算で対応させていただいております。

渡辺委員 これ大事な話ですので、委員の皆様方にも承知していただくように、予算書の何ページのどこということをお答えいただきたいと思います。

市川総務部長 申しわけございません。ただいま予算書が手元にはございませんで、ページ数をお示しすることはできません。

皆川委員長 では、用意できますか。

市川総務部長 もちろん、一度議会にお諮りして、御議決いただいているものでございますので、そのページ数をお示しすることは、すぐ調べればできますけれども。

皆川委員長 コピーして持ってこられるか。

市川総務部長 わかりました。すぐ御用意します。

皆川委員長 では、持ってきてください。
質問を続けて。その間にコピーしてくるそうだから。

渡辺委員 そのことはお答えいただくとして、そもそも先ほど契約書を見させていただきましたけれども、この調査業務委託契約は、住民訴訟対象県有林貸付事務の検証のための調査、検証委員会が設置された場合には検証委員会のための調査を含むと第1条の(1)にありますけれども、この検証委員会とはいかなるものですか。

市川総務部長 1月8日の時点では、和解案につきまして御議決は11月定例県議会ではお認めいただかなかったものの、まだ原告のほうからは、和解案について最終的に再交渉の余地がないというところには至っていないという、そういう状

況でございました。

ただ、私どもの考えとしては、仮に和解が、和解案の交渉が継続するとした場合であれば、当然和解案に基づく検証委員会は立ち上げる必要があると。一方で、原告のほうからは、11月定例県議会で和解案の議決が求められていたということもありまして、現実問題、和解案の御議決をいただかなかつた以上は、裁判を継続するという形になってまいります。

裁判を継続することになった場合であっても、訴訟を迫りしていく上で、県として検証作業は必要、そしてそのための調査は必要ということでございまして、検証委員会につきましては、当時とすればその和解案に基づく検証委員会の可能性もあれば、訴訟継続となった場合に、立ち上げるかもしれない、その検証委員会、その両方で想定してございました。

渡辺委員 現時点では、和解の第120号議案、第121号議案を撤回するという意向である以上は、その和解案に記載されていた検証委員会ではなく、別の検証委員会ということですが、その主なる内容は何か。

市川総務部長 御指摘のとおり、その訴訟を迫りしていく上で、今回本日付でございますけれども、条例に基づく附属機関といたしまして、検証委員会を設置したところでございます。和解案を御審議していた時点、先ほど申し上げましたけれども、和解案を御審議していた時点では、和解条項に基づく設置を考えていたのですけれども、現在は和解が実現不可能で、訴訟継続は決定的となったということでございます。訴訟を継続していく上で、今後の被告である我々の主張立証を補充するとともに、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方について御検討いただくためのものでございます。

渡辺委員 この検証委員会は、訴訟を迫りするためのものであるという御説明でしたが、そもそもこの足立弁護士とは、それ以外に、顧問契約とは別に訴訟委任契約を締結されて支出されていますよね、月々22万円。そもそも訴訟委任契約を結ばれたこの委任契約の中に、当然訴訟を迫りするのでありますから、こういった調査項目は含まれているのではないですか。わざわざ別で支出を出して契約を別途にする必要はない。もともとこの訴訟委任契約の中にその要件は入っているのではないですか。

市川総務部長 今回の契約に基づく調査対象となっております業務につきましては、昭和2年から行っている極めて長大な歴史的経緯がございます。しかも、単に特定の関係者による特定行為あるいは不作為のみを調査すれば済むものではございませんでして、その昭和2年からの期間に多くの関係者のさまざまな行為が積み重なった上で、関係資料も膨大でございます。その中で多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っているということで、調査のための作業量も膨大でございます。

原告が住民訴訟で問題としておりますのは、平成9年以降の対象県有地の貸付でございますけれども、調査の対象には同訴訟で、問題となっている以外の論点も含まれてきているところでございます。しかも、その調査の対象には、それよりも前、70年間の業務も含まれているということでございまして、訴訟委任契約の対象業務に本件の調査業務も含まれているということは考えられないところでございまして、御指摘のその訴訟委任契約の範囲内で対応することはできないと考えております。

渡辺委員 この訴訟が始まってから、今総務部長が答弁されたような事案は、そもそもわかっていたことですよ。そういう訴訟なんです。昭和初期から始まって現在に至るまでのものを、まさに裁判所で争っているわけですから、別にこの1月8日の時点で、あるいはその少し前でも結構ですけども、新たにわかった事実ではなく、訴訟が始まった当初からその問題は内包されていたんです、訴訟の中に。ですから、今まで細田弁護士も恐らく藤田弁護士も、この顧問契約と訴訟委任契約の2本でやってきたのではないんですか。

市川総務部長 これまでの主張をそのまま繰り返すということではなくて、今回自治法で定める適正な対価でないというような方針のもとで、これまでの県の主張は、また一から考えないといけないというような状況になっているので、これまでの訴訟委任契約とはまた別で考えなければいけないと思っています。

渡辺委員 訴訟が始まったときに、細田弁護士だと思いますけれども、細田弁護士は一から組み立てたんです、このことを。細田弁護士に同様の契約をしたんですか、6,600万円かけて。

市川総務部長 してございません。

渡辺委員 ですからおかしいと申し上げています。そもそも弁護士に依頼するに当たって、着手金を払うとか、成功報酬を払うとかという方式ではなくて、顧問契約と訴訟委任契約という契約を結ぶことによって、訴訟の一切の費用をここで賄おうとしてきたはずですよ。しかしながら、今回別途に訴訟にかかわるものでもありながら、この業務委託契約を締結する、その意図は何なんですか。

市川総務部長 順を追ってスケジュール的には、その8月の上申書なりで自治法の適正な対価でないということですね。主張の転換点があったわけですけども、その後、裁判は継続するとなった場合、被告側にですけども、現在求められているのは、年末の先日の委員会でも答弁したとおり、過去の知事の責任等については、今裁判所のほうから主張をするように求められているところでございます。

そういったところは、改めてこれまでの主張とは別に、しっかりと整理しなければいけない。今後もこの2月12日に準備書面を求められていること以外の論点も、恐らく訴訟を迫っていく上で、さまざま裁判所のほうから指摘されると思いますし、私どももしっかりとそこは県民全体の財産の取り扱いですから、将来に禍根を残さないように、しっかりと法的にも整理した上で主張していく必要があると思っております、そういう意味においては、それまでの弁護士とはまた違うものかと思っております。

渡辺委員 裁判で主張を行うに当たって、それまでの弁護士と違うと私には到底思えません。まず次の2月12日までに、過去の知事もしくは補助参加人の故意過失の主張の補充を求められておりますが、これは別に今回求められたわけではなくて、このいただいた資料の第12回口頭弁論調書によりますと、第12回の際に求められています。その被告に対して、令和2年12月17日までに提出しなさいと。しかし、今回追加された被告の上申書を見ますと、足立弁護士は、膨大な量で時間がなくてできませんという反省文のような上申書を出しているんですよ。ですから、過去の知事、膨大になることなんていうのは、とくにわかっていたはずなのに、なぜ1月に入ってからこの契約をしたんですか。もうその時点でわかっていたことではないですか。

市川総務部長 その時点では、まだ和解の可能性がございました。和解の議決をいただけなかった後、速やかにこの調査の検討を始めたところでございます。

渡辺委員 和解ができるかできないかは、相手方もありますし、県でありますから議会の承認も必要です。訴訟代理人として和解ありきではなく、訴訟を継続する場合のこともしっかり準備しなければならないのは当然だと思います。それは裁判所から求められているわけですから。和解ができるかできないかを問わず、しっかりと訴訟代理人としての責務を果たすべきだと思いますが、いかがですか。

市川総務部長 だからこそ、私どもも急いで調査委託を発注して、調査業務を進めていかなければいけないと思ったわけです。和解案をお認めいただくために、私ども当時、年末の定例県議会におきましては、答弁を、訴訟代理人とも調整しながら真摯に取り組んできたわけですが、12月25日が終わった時点で、それがかなわないということになりましたので、その後、和解を完全に原告から、裁判所は認められないと通告があったわけではございませんが、速やかに訴訟を迫っていく上の体制を考えたということでございます。

渡辺委員 到底納得できる説明ではなく、そもそも訴訟を迫っていくことが主であって、確かに和解の事情はあったかもしれませんが、当然その裁判所から求められた時点において、これを検討して速やかに移していくならまだわかります。しかし、そこまで議会に対して何の説明もなく、我々委員会に対して何の報告もなく、いきなり1月になってこういった契約が、しかも私の質問に対して答えていただけないような、このような内容のものが1月8日時点にあったということは、もう本当に不自然きわまりないと私は思います。

そもそもこれは随意契約ですか、この契約は足立弁護士ありきですか。

市川総務部長 今回検証対象となっております県有林の貸付業務につきましては、先ほど申し上げたとおり、昭和2年から行っている極めて長大な歴史的経緯があることに加えて、関係資料も膨大でございます。多岐にわたる争点あるいは課題が複雑に絡み合う非常に困難な事案であると考えております。このため、検証のための調査作業につきましては、徹底した事実調査、的確な証拠評価や高度な法令運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要があるということでございますけれども、中でもこの住民訴訟の経緯や実情を最も深く理解している本事件の県側、被告側訴訟代理人である足立弁護士に委託することが適当であると判断した次第でございます。

本件については、地方自治法など公法分野、そして民法や借地借家法などの民事法領域が複雑に絡み合う案件でございます。昭和2年からの極めて長期間に生じた多数の事実関係の調査が必要となると考えた次第でございます。

渡辺委員 確認しますが、足立弁護士以外に見積もりは取ったんですか。

市川総務部長 取ってございません。

渡辺委員 総務部長の答弁だと、足立弁護士が実績や経験にすぐれるというような話ですけれども。そもそも先日の18日の委員会でも申し上げましたが、私はこの足立弁護士に対して不信感を抱いていると申し上げました。それは第120号

議案、第121号議案の提案理由をあたかも裁判所からの和解の勧誘があったかのごとき記載をして、議会に対して誤った、もう裁判所からは否定されていることで、議会に対して議決を迫ったという重大な責任があると私は思っています。

また、そもそも住民訴訟において和解というものが訴訟解決手段としてそぐわないという議論もある中で、さらに歴代知事や、補助参加人に対して何ら相談することなく和解を強引に進めようとしたこの訴訟手続に、大変不信感を持っています。

そんな足立弁護士に、ほかの見積もりも取ることなく、随意契約で本件を任せるといえることですが、それでは、実績については当然お調べになっていると思いますが、足立弁護士の行政訴訟の実績、あるいは契約を締結されたのが6月2日ですね。2日に足立弁護士と顧問契約、訴訟委任契約を締結した6月2日時点でどのような法人、または団体の顧問を務めていらっしゃるのか、当然お調べするときに調べていると思いますけれども、お答えいただければと思います。

市川総務部長 足立弁護士におかれては、本件訴訟を迫る上で、最も総合力が高いということで訴訟・顧問弁護士としてお願いしているということでございます。足立弁護士の過去の受任事件については、回答する立場にはないのかなというふうに思っております。

渡辺委員 何で回答する立場にないのか、よくわかりませんが、選任するとき、そういったことはお調べにならなかったんですか、実績を、経験を。

市川総務部長 もちろんその地方自治法などの公法分野あるいは民法や借地借家法などの民事法領域が複雑に絡み合う案件ということから、検討を行った上で、法律の実務やその調査能力をバックアップする組織力や、あるいはコスト面なども踏まえて、総合的に判断させていただきました。もちろん足立弁護士がどういう職歴を歩んでこられたのかというのは、当然持っておりますけれども、以上のような理由で選任させていただきました。

渡辺委員 そのような抽象的な答弁では到底納得ができる問題ではありません。その前にそもそも足立弁護士は、誰が探してきたんですか。藤田弁護士は知事がという話がありました。足立弁護士はどなたから推薦を受けた、あるいはどなたが選任、見つけてこられたんですか。

市川総務部長 先ほどの選任理由にもかかわってくるところでございますけれども、住民訴訟に取り組むための弁護士を県として求める中で、多数の候補者の中から知事が本人との対話などを通じて、最も総合力ですぐれていると判断して選任させていただいたということになっています。

渡辺委員 そのことを踏まえて、選任に至るとき、あるいは今件、この1月8日の業務委託契約でも結構ですけれども、当然調べているでしょうから、足立弁護士の行政訴訟の実績、また選任された6月2日時点でのどのような法人あるいは団体で顧問を務めていられたのかという御経験、あるいは著作物、それらを改めて資料として、要求したいと思っております。

市川総務部長 今御指摘の点については、私も他の顧問契約にかかわってまいりますし、も

ちろん足立弁護士の依頼人との関係もございますので、一定の限界はあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、足立弁護士と相談して検討させていただきたいと思えます。

渡辺委員 随意契約で6,600万円もの多額の金額で、見積書も、後々言いますけれども、よくわからないものも多い中で決定されているわけですから、しっかりとその選任の正当性を証明するためにも、資料を提出していただきたいと思います、重ねて要求、要望いたします。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から要求のありました資料について、委員会として資料を要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 それでは、この件に関して、執行部、よろしくお願いします。

渡辺委員 またもう一個、ちゃんと確認しておきますけれども、以前にお二人の訴訟代理人がいたと思えます。細田弁護士、藤田弁護士、この方々も膨大な資料を精査しながら訴訟を進行していたんです。その方々は、やはり足立弁護士の顧問契約、訴訟委任契約だけですか。それともほかにもあったんですか、こういった業務委託が。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

細田弁護士については、県の顧問契約をしているということでございまして、それ以外のものはございません。それから藤田弁護士につきましては顧問契約とそれから訴訟委任契約、この2種類のみでございます。

渡辺委員 細田弁護士は顧問契約のみで、この膨大な資料があると答弁されていますこの案件について訴訟を進行してこられたにもかかわらず、足立弁護士にはそれよりさらに訴訟委任契約、そしてさらにこの6,600万円の調査業務委託契約を締結されていると。到底私には納得できないですけれども。さらに足立弁護士から見積書が来ている。まずこれ幾つもあるんですけれども、見積日が1月8日ですけれども、これが来たのが。1月8日に見積もりが来て、1月8日に契約締結したんですか。

市川総務部長 はい。御指摘のとおり1月8日付で見積書を徴しまして、1月8日付で契約しております。

渡辺委員 こんな金額を、見積書が来て、その日に契約するんですか。そんなことが制度的に許されるんですか。あまりの衝撃に、ちょっと言う言葉もないですけれども、しっかりと精査したんですか、この見積もりを1日で。

市川総務部長 見積書の内容につきましては、時間制で支払う弁護士報酬に関する基準によって、時間単価でお支払いするということはあるということで、1時間当たりの適正な委任事務処理単価に、その処理に要すると見込まれる時間を乗じたということで、それぞれ3人を想定した金額と時間については、ごらんのとおりでございます。極めて長大な歴史的経緯があることに加えて、関係資料も膨大だということでございまして、多岐にわたる焦点や課題、複雑に絡み合う非常

に困難な事案であることから、相当の作業が想定されるということでございます。

猪股委員

関連です。

ただいま渡辺委員からの質問がありましたとおり、見積書がお手元にはいつているということで解釈しています。執行部ではその見積書は見ているからですけれども、この渡辺委員が資料要求しましたよね。資料要求をしていますこの6,600万円、この内容がいかにして、どういうものなのか、わからない。この説明をしていただけますかね。これは足立弁護士1人に行くものなのか、どうなのか、その辺はいかがですか。

市川総務部長

先ほど冒頭の行政経営管理課長の御説明でもありましたとおり、再委託することはできることとなっております。

猪股委員

上の顧問契約、訴訟委任契約については、足立弁護士に月に22万円、10カ月、そして顧問契約が今言った訴訟委任に対しては22万円で9カ月、これは220万円と198万円、そしてこの見積書に出ていますこの足立弁護士に4,500万円と出ているんですよね。そうすると、あと2人の弁護士さんが入っていると思うんですよ。

先ほど、弁護士さんには時間帯で支払いをする。これはどういう計算をしても、1月8日から3月31日まで、平日を計算すると56日、この見積書には900時間とありますよね。この900時間を平日分56日で割ると1日16時間なんですよ。この16時間をこの5万円で掛けるような計算が妥当なのかどうか。

はっきり言ってこの見積書は、先ほど渡辺委員が質問で言いましたけど、こんなもので簡単に受けられるような見積書、こんなやり方でいいのか、どうなのか、いかがですか。

市川総務部長

先ほどの時間の話でいいますと、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、長い歴史の中で関係資料も膨大でありまして、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合う非常に困難な事案でございます。それに要する時間として見込まれたものを想定しているものでございまして、多過ぎるとか、そういう話ではないかと思えます。

ちなみに、先ほど課長の説明にもございましたけれども、実際のその契約上は、概算払いはしているものの、実際にそれに要した費用がそれを下回れば、精算するという契約になってございます。

皆川委員長

答弁はそれを求めているのではないでしょう。1日16時間という計算がおかしいと言っているんでしょう。

市川総務部長

その1日8時間を働くことを前提とする観点からすると、ということでございましょうけれども、現実作業量としては、発生していると思っております。今全体はわかっていませんけれども、まだ3月が終わっていませんので。ただ相当の作業時間は費やしているというふうには思っております。

猪股委員

この契約は今からの仕事ですよ。今まで積んできたことをどうのこうのではないですね。そうすると、部長が答えていただいたことで、1日8時間、これでいくと16時間という計算になりますし、先ほど渡辺委員が言いましたと

おり、この契約に当たっての調査委任のこの契約の金額、これすら妥当性があるかどうか、よくわからない。その辺が一番の今感じているところなんです。あえて言えば、いろいろ前へ戻すと和解案が取り下げられるということを前提で、また訴訟が始まるという形ですけど、今までの労力というか、今から始まる仕事がこんな簡単な金額の出し方でやっていいのか、どうなのか。いかがですか。

市川総務部長 単価につきましては、今回足立弁護士分については5万円、そして再委託先の弁護士として同額と、3万円という単価設定をさせていただいております。こちらについては、大手の法律事務所については、時間制の報酬単価、ウェブサイトでは非公表とされておりますけれども、それ以外の法律事務所において、インターネットで検索しただけでも、パートナークラスであれば5万円という単価は、むしろそれよりも上回る単価で出ているところがございます、大手法律事務所のパートナークラスであれば、5万円は下らないと考えているのが1点でございます。

また、時間につきましては、先ほど御指摘ありましたけれども、契約依頼、私ども、足立弁護士と連絡を取り合うことはあるわけですが、少なくとも私との間のやりとりでも、朝の8時、あるいはその夜の12時、こういったところも別に普通にごさいます、土日も含めて連絡は取り合っておりますので、相当な作業は既に行っているのではないかとこのように思っております。

猪股委員 最後に、話が変わりますけどね。今部長の答弁にありましたこの時間的な、さまざまだから時間的に長いという解釈があるでしょうけれども、県が方向転換をしたことでこういう形になったとすれば、裁判は負けるのが前提だという捉え方しか僕らはできないんですよ。勝ってできる裁判だったら、選ぶ人も変わらなければならないでしょう。私は思うんですよ、弁護士は。あえて言わせていただければ、もう負けることを望んでこの裁判に向かっているのかという捉え方があります。もっと言うと、原告が富士急を訴えているのではないじゃないですか、解釈はね。県と受けて立っている富士急であって、180度方向転換したから、残ったのは富士急だということで、原告と富士急の争いみたいになってしまっただけで、逆にいうと、県が富士急さんを訴えられますか。契約、前にも言わせてもらったけど、契約は相互の契約ですよ。契約している以上は、富士急には責任がないと私は思います。前にも言わせてもらったけど、かばう気持ちなんかはありませんよ、こんなことは。事業者としてそんな契約をうたわれたら、誰が望みますか。

だから、裁判で勝てるやり方を考えていただきたい。それができないのだったら、ある程度この特別委員会の中の意見もよくのんでいただいて、今後の進め方を考えていただきたい。それについていかがですか。

市川総務部長 今回対象となっております県有林は、県民全体の財産だと考えてございます。その県民全体の財産を適正に管理していく我々としましては、住民訴訟の勝敗にこだわるのではなくて、住民訴訟の意義に真摯に向き合って、住民全体の利益につながる積極的な真実発見のため努力するというのが基本だと思っております。

その結果、現行賃料、地方自治法に定める適正な対価を大きく下回って、県の貸付料の算定が違法でないことの正当性を主張し続けることができないという状況になったのは、御案内のところでございます。

和解が今回11月定例県議会でお認めいただけなかったこと、また原告から

もはや再考の余地はないとされたことを踏まえて、今後住民訴訟は継続することになってくるわけでございます。

先ほど委員の御指摘の補助参加人である富士急行を訴えることができるのかということになってまいりますけれども、住民訴訟の結果がそういった結果になれば、私どもは訴えることが義務という形になってまいりますので、そこは住民訴訟の推移を見なければいけないものだと思っております。

猪股委員

今、損害賠償金20億円、鑑定額か。不動産鑑定額の見方が違うという解釈で数字の違いが出ているんですよね。でも、これはよくよく解釈すると、原告が県になった場合、富士急を訴えた場合、逆に今度は前にも言わせてもらったんですけど、富士急がそれに対して県を訴えていく。やりとりの中で何十億円が何億円になろうと、また訴えられたら、その賠償金のすり合わせというのか、落としどころ、これは変わってくると思うんですよね。県が原告になって富士急を訴えた。そうすると富士急から損害賠償を。だけど訴えられるでしょうね。そのままわかりましたとは言えませんが、そういうやりとりをしたときに、何のメリットがあるのか、最後お答え願いたい。

市川総務部長

先ほど申し上げたとおり、県民からお預かりしている県民全体の財産を適正に管理していく、こういったことかと思えます。

白壁委員

先ほどから話を聞いているとね、これは新たに始まったもののように感じるんだけど、これは実際のところをいうと、この訴訟に伴って、総務部長が言うように過去の長い歴史、膨大な資料というのはわかっていたんではないの。この最初のときに。わかっていなかったんだ。わかっていたかどうか、それを教えて。

市川総務部長

もちろん訴訟が始まった時点で、こういった長い歴史がある、経緯がある事案だということはわかってございました。ただ、そこは当時のそれまでの訴訟追行方針と今とは、また違うということは付言しておきたいと思えます。

白壁委員

そのときと現状では調べる量がまた違うというふうに聞こえるんだけど、決してそんなことはないよね。これが問題になっているところというのは幾つかあって、それはもうとっくにわかっていることであって、そのときには膨大な資料、長い年月、昭和2年以降の膨大な資料があるからということを知っていると思うんだよ。本来でいうと、この顧問弁護士以外のところも訴訟費用として、月々22万円お支払いをしなければならぬ。そうすると先ほどから渡辺委員が言われているところに入るんだけど、そういったものが明確になっているにもかかわらず、今回は被告として敗訴の方向に向かっていくための富士急に対するいわゆる証拠書類を、いかに集めるかということで6,600万円かかっているんだよ。それとしかとれない。

本来でいったら、原告に対峙して、被告と原告で争っていくのが裁判のスタイル。もっと言うと、和解のときには1円たりとも、最後の末端の1円までしっかりと監視して、それで裁判所がかかわった話になる。今回の場合はそれが無い。ということは、それも無効、違法、関係ゼロということなんだ。

だから、こういうものというのは、もう最初から積み上げられたものなの。本来からいくと、この中に入っていないんじゃないんだけど、それを方向転換するからって、ちょっと違いませんか、6,600万円。お答えください。

市川総務部長 従前の訴訟追行方針とやはりそこが異なってくる点としては、先ほど申し上げたとおり、その住民全体の利益につながる積極的な真実発見に努めることを基本として追行していく中で、重大な誤りが見つかったと。その結果、地方自治法に定める適正な対価を大きく下回ってくると。そういったことを県として認めた上で、裁判所のほうから過去の知事の責任について問われているところでございまして、従前の訴訟の方針の中では、そういったような主張はこれまでしてこなかったということなので、以前と現在では異なるものだと思います。

白壁委員 だから、もう最初の段階でわかっているんだ。もうこんな膨大な資料、長い年月、当たり前なことだよ。だから22万円という大金を使って、月々のお支払いをして、訴訟にきているんだよ。じゃなければ受けないんだよ、弁護士も。ということは訴訟代理人の人も、それでオーケーを出したんだよ。かといって、簡単な話で、そのときの方針転換で、方針転換する前はそれでよかったんだけど、原告の言うとおりでだから、よかった。我々も乗っかっていた。だから、それでよかったんだけど、和解が成立しないから、もっと調べなければならないということとしかとれない。皆さん、至り賢しだから、優秀な頭の中でいろいろなことを考えるけど、一般的な考え方からすると、そうではないということをし、しっかりと最後に言って終わります。答弁は要らない。

飯島委員 漏れ議論されている弁護士の契約の金額は置いておいて、足立弁護士を含めて3人の方で検証委員会と、伺っていますけれども、その3人とも東京出身と、伺っていますが、それは事実ですか。

市川総務部長 本日告示させていただきました検証委員会につきまして、まだ人選については公表する段階には至っておりませんが、ただ現実問題として、今御指摘のとおり委員長につきましては足立弁護士、そして残り2人については、それぞれ大手法律事務所の一つであります森・濱田松本法律事務所等からの紛争解決を専門とする2名の弁護士にお願いすることといたしております。

飯島委員 大手の弁護士事務所が多分有能な方なんでしょう、足立弁護士を含めて。ただ、12月15日の議会で渡辺議員から、この和解案について質問している中で、知事は、こう言っているんです。「最終的に裁判所で判断を仰ぐべきではないかと、こういう考え方も一理あるかとは思いますが、これも繰り返になりますけれども、私どもは地方自治体であります。この問題に関してましては、この山梨県である議会の先生方と私ども執行部こそが、この山梨県のさまざまな県民の皆様の思い、あるべき姿、こういうものを肌で感じている。我々以上に山梨県について真剣に考え、真剣に取り組んでいる、こういう存在は、この世の中にいないわけでありまして」こう言っているんです。

山梨県の弁護士ではない。矛盾している、相反すると思いませんか。

市川総務部長 委員御指摘の知事答弁につきましては、和解案の御審議の中での答弁かというふうに思っております。もはや和解を求めることは実現不可能となっております。訴訟を継続することが決定的となっております。訴訟継続していく上で、被告の主張立証を補充するとともに、未来に向けた適正賃料や事務手続のあり方等について検証していただくに当たって、より複眼的な目で見ることや、公正、客観的な検証とするため、先ほど申し上げたような、専門性もあって能力の高い弁護士を、今回委嘱することといたしました。

飯島委員 私は、有能な弁護士を否定しているわけではなくて、知事がおっしゃっていることと、違うのではないかと、見えることがね。3人いるんだったら、例えば1人、あるいは2人、山梨県の弁護士を入れるとか。それだったらこういうおっしゃっていることがストンといきますけど、全くそう見られない。この3人の弁護士は、一体誰が、いつ、どういう会議で決めたんですか。先ほど資料説明があつて、業務打ち合わせ簿というのがありますわね。県にもそういうのがあるんでしょう。3人の弁護士を決めた経過、いつ、どこで会議をして、決定者は誰ですか。

市川総務部長 これからまだ第1回目は開催しておりませんので、具体的な手続について、この3人でお願いするということになったことにつきましては、具体的な日付は出てきませんが、知事がそういう形でこの3人にすると。委員長を初め、3人にするという点については、御了解済みの上で調整をしております。

飯島委員 部長、申しわけないけど、歯切れが悪くて理解できないんです。私の頭が悪いからかもしれないけど。知事には理解してもらっているって。私が聞いたのは、誰が、どういうメンバーの会議で決めたのかと聞いているんですよ。それを決めて知事に報告したというのならわかりますよ、理解してもらっていると。だから、そこの私の質問にしっかり答えてください。

市川総務部長 複数の弁護士が候補者としてある中で、知事がこのお二人を加えて、足立弁護士と合わせて3人の弁護士でいくということを、知事が決めたところでございます。

飯島委員 わかりました。決定したのは知事だということがわかりました。議論したかどうかは答えていただけなかったもので、詳細はわかりませんが、知事が決定したということでもあります。理解をしました。

今回この訴訟の問題、和解の問題、昨年11月議会からいろいろ議論を経て視察も行ったりして、山日の論説でもいろいろありましたけれども、議会の本来の姿を見せているのではないかと、私もそう思います。議論をして、いろいろなことがわかったという意味では、今後もしっかりやっていかなきゃいけないと思うわけですが、まずこの和解の件、和解の件ありきでこの議論、検証委員会もそうですけど、視察もそうですけど、費用と時間をかけてやっているわけですから、こういういろいろ議論がありますけれど、基本に戻って総務部長にお伺いしたいと思います。和解の件の提案理由は何ですか。

皆川委員長 和解の件ではなく、今やっているのは、この資料の関連質問です。

飯島委員 それは足立弁護士が出てきますから。

皆川委員長 足立弁護士の関連ならいいけど。

飯島委員 先ほども渡辺淳也委員から出ましたけど、提案理由が間違っていた。鈴木裁判長からも不愉快だみたい。私は言っていないのに、こういう新聞記事が出ました。総務部長に私は抗議したらどうですかと言ったら、抗議の対象ではないと。では責任はどう思いますかと言ったら、反省していると、こういうやりとりがあったと思います。

この裁判長が和解の試みはされていないというのは、これは事実です。でも、足立弁護士がこういうことを県のほうにサジェスチョンしたというのも、これは事実ですね。そういう答弁があったんですから。そういう足立弁護士を、なぜまた起用するのか、これは自然な考えですよ、普通の。

これ野球の試合でエラーしたから、ドンマイドンマイ、次頑張れと、こういう話ではないと思いますよ。信頼をしていた弁護士が過ちを犯した。重大な過ちですよ、これは。その重大な過ちの責任も、まだ示されていないのに、けじめもつけていないのに、私から言わせるとね。新たな契約。これはどう見ても納得いかないですよ、県民も。納得させてください。納得させていただく答弁を期待します。

市川総務部長 提案理由につきましては、私どもといたしましては、事実と異なるものを示したのではないというふうに思っております。委員会において、御指摘があった後も、足立弁護士に対して、当時のやりとりもしっかりと確認した上で、そのように考えているところでございます。

ですので、提案理由について、よりわかりやすい表現としなかったことにつきましては、私どもからすると反省すべき点はあろうかということは、先日申し上げたとおりでございますけれども、その件について、足立弁護士と私ども県との間で、足立弁護士が間違っていたとか、そういうことはないというふうに考えておりますので、委員の御指摘は当たらないと思います。

皆川委員長 飯島委員、あした執行部説明会で和解取り下げの件をやるから、とりあえずそこまでにしておいてくれますか。

向山委員 後で自分も質問させていただこうと思っているんですけど、猪股委員の発言で、看過できなかったの、1点だけ。猪股委員のほうで今言っていた中で、1日16時間ということになるんですが、これは総務部としてももちろん承知をされていると思うんですが、超過時間というのは一般的に何を言うかわかりますよね、超過勤務。

市川総務部長 おっしゃっているのは、その労働基準法上のという、そういうことですか。済みません、通告を受けていなかったの、より正確な答弁を期するのであれば、別途用意させていただきたいんですけれども。

向山委員 一般的に言う超過勤務とは、1日労働時間8時間、週40時間に当たります。先ほどの総務部長の御発言だと、見込まれたものを想定されているということなんですけれども、1日に計算すると16時間ですね。週で計算すると約12週にすると480時間、到底1日8時間、週40時間にならないと、大きく超えてしまうんですけど、このことについては、県としては是認をされているということでしょうか。

市川総務部長 済みません、弁護士の法律に基づく勤務体制については、今お答えできるかといったら、できません。正確な答弁をしたいと思っておりますけれども、今通告もなかったものですから、弁護士の勤務体系について、お答えすることはできません。

向山委員 弁護士ではなくて、一般的にその8時間、週40時間以上の勤務を県としては是認をされているんですか。

市川総務部長 済みません。本件についての話ではなく、一般論としてということでしょうか。それも結局のところは、その契約の内容によるものだと思います。

向山委員 それは、県の見解としてよろしいですね。今、県全体の見解として。

市川総務部長 委託発注に際して、その超過勤務どう考慮してやっていくのかということについては、先ほど申し上げたとおり、契約の内容によりけりだと思っております。

向山委員 今、手元にないとおっしゃったんですけれども、もちろんこれは見積もりを提示されて、室長、課長のほうでももちろん協議をされて問題ないということなんですけど、そのときの協議の中では、そんな議論は全くなかったのでしょうか。

市川総務部長 特にございませんでした。

向山委員 県の超過勤務を是正する立場、しないように呼びかける立場であると認識をしていますが、その中でその協議はないということについては、おかしいというふうに私個人は思うんですけど、いかがでしょうか。

市川総務部長 正確な答弁ができない中での答弁で申しわけないんですけれども、直ちに今の時点で問題があるとは思ってございません。

向山委員 では、正確な御見解をいただければと。

もう一点、飯島委員のほうで、先ほどやりとりされた知事が決定したというのは、私のほうから答弁するのはおかしいんですけれども、それは知事がではなくて、訴訟については県庁内に特別チームがあるので、副知事をトップとした特別チームでこの原案を協議して出していると思うんですけど、この特別チームでどういった議論をされましたでしょうか。

市川総務部長 今回の検証委員会の人選につきましては、議論というよりも、そのけんけんがくがく、誰がどうすべきかというような話よりも、結果としては、特別チームももちろん承知しているわけなんですけれども、最終的には委嘱者は知事である以上、知事が決定したという形になっております。

向山委員 細かくて済みません。12月10日の山日新聞の1面に出ていまして、県有地に関する問題を扱う特別チームを設置し、副知事をトップに据えたとして、知事がおっしゃっていますが、「誤解されないように、純粹たる行政機構による政治屋の手から離したい」と知事がおっしゃっているので、知事はかかわっていないんですよ、この選任に。であるので、総務部長と副知事、林務長も入っていると思いますけれども、森林環境部長も。皆さんで何回会議してこういうものを決定されたのでしょうか。素案として出したもの。その経過をしっかりと伺いたい。

市川総務部長 御指摘の特別チームに基づいて今後検証していくということにつきましては、和解案を議論していたときのことだと思います。今回の検証委員会につきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、和解が実現不可能となって、訴訟継続が決定的となったと。このたび設置することになった検証委

員会につきましては、訴訟を継続していく上で、今後の被告の主張、立証を補充していくということと、未来に向けた適正賃料や事務手続等のあり方について御検討いただくということでございます。和解ではなく、訴訟追行のための検証委員会であることから、被告である知事として判断させていただいたと、こういったことになってございます。

向山委員 これは和解案だけの特別チームで、今は知事のもとに戻って、知事が判断をされているんですか。要するに、政治的な思惑や誤解された点は反省点というふうに述べて、知事自身は訴訟対応から距離を置き、県有地に対する問題を扱う副知事をトップとする特別チームを庁内に設置したと。これは和解案だけ、自分は知事の御意向はもっとしっかりとしたものを決断していただいたというふうにしていたんですけど、それはそういうものなんでしょうか。

市川総務部長 特別チームにつきましては、引き続き必要に応じて県の幹部でもありますし、当然のことながら本件訴訟の重要な県庁内での意思決定過程の幹部でもありますので、そこは必要に応じて議論などをしておりますけれども、ただ、この委員会の選任に当たっては、先ほど申し上げたとおり、被告である知事として判断させていただいたということでございます。

小越委員 住民の方から、コロナが大変なときに6,600万円も急に出てくるんだなど。山梨県はどうしてそんな金があるんだと、コロナに回してくれと、そういう話を、私、今回この話を聞いて何人の方からもお伺いしました。澤野鑑定を見れば、鑑定と書いてありますし、知事の意向に反した場合はどんどん変わっていくんだなど、今回6,600万円を見て思いました。

その澤野鑑定のことも聞きたいんですが、まず6,600万円のことを聞きたいと思います。

確認ですけど、裁判の追行のためと、検証委員会のため、この2本のために6,600万円を3月末までに払う。3月末がお尻ということで、それでよろしいんでしょうか。

市川総務部長 この調査業務につきましては、訴訟にかかわらない、未来にかかわる部分も含めて、調査の委託を発注しております。

小越委員 裁判追行するためということは、それは関係ない。裁判のことは関係なくということですか。

市川総務部長 済みません、少しはしょってしましまして。裁判を追行する上で、検証のために調査すべき内容に加えまして、未来についての貸付業務のあり方についても、調査の対象とさせていただいております。

小越委員 それで、裁判は今度3月23日にもう一回あると聞いています。3月12日までに準備書面でなんだけど、故意・過失のことを出せと言われていた。3月31日がこの6,600万円ですけど、裁判がもっと続いていきますよね。3月23日に判決が出ると聞いていないから。ということは3月31日を過ぎても、裁判追行のために必要だったら、このお金は追加でまた5万円掛ける時間で出ていくんですか。

市川総務部長 済みません、そこは今の時点ではまだ検討をしてございません。まずはその

3月31日までに調査の業務を進めていくということになってございます。先ほど仕様書にもありました、仕様書や契約書の中にもありましたけれども、訴訟追行の状況ですとか、あるいは設置された場合には、その検証委員会のほうの議論の状況も踏まえながら調査をしていくという内容になっておりますので、それはその内容次第なのかなと思っています。

小越委員

ということは、もしかしたら3月31日で終わらず、5万円掛ける時間、ほかのお金を含めですけれど、もっとお金が出ていく可能性があるというふうには私思うんですよ。この5万円は多分大手の森・濱田松本法律事務所の規定に基づいて、この弁護士は5万円とか3万円とかと決まっているからお金を出すんだと思うんですけど、これはタイムチャージですよ。タイムチャージだから、かければかけただけお金を払う。先ほど議論がありましたけど、この間の経過というのは、もうこの間、もうみんながもう何時間もかけてつくったものがある。何時間もかけて、だから裁判をずっとやっていますよね。裁判で積み上げてきたことをもう一回やり直して、このタイムチャージで5万円払って、900時間なり、もしかしたらもっとかけるかもしれないとなると、いいものを求めようと思えば、弁護士はいいものをつくってくるので、時間をかければかけるほどお金を払っていくということになるんですよ。

となると、どこかで上限を決めて、もうここまでですと、1億円で終わりますとか、そういうふうにするにはあるんですか。それとも上限なく歯どめなく、もうどんどん上がっていくんですか。

市川総務部長

先ほど申し上げた契約書をごらんいただければわかるんですけども、本契約の上限が6,600万円でございます。その上で、県民共有の財産の扱いについて、将来に禍根を残してはいけないということで、今回の調査業務についてはしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますが。ただ、3月31日以降の話については、今の時点で何か具体的なものを想定したものはございません。

小越委員

3月31日までで、この検証のための調査業務内容というところで、住民訴訟の進捗や検証委員会が設置された場合はということで、きょう附属機関を設置するという事なんですけど、この下の適正ななどと書いてあるのは、その後には損害賠償の請求権の有無、請求額、それから監査委員のこと、富士急の癒着構造と、いろいろ書いてあるんですけど、これは足立弁護士が主張していることを、20億円が適正だということを、それを立証するための検証委員会としか思えないんですけど、そうではないということが何か言えますか。

市川総務部長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、検証委員会は、訴訟を継続していく上で、今後の被告の主張立証を補充するという事と、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方について御検討をいただくものでございます。

小越委員

先ほど言ったみたいに、そうしたら追行していくとなれば、3月31日に終わらないんだから、裁判は。ずっとまたこの5万円掛ける幾らかわからないけど、タイムチャージでこれだけかかりましたと、どんどん上がっていくわけですよ。

今、裁判を追行すると決まった。裁判の結果はわからない。だけど、今この間のいろいろな論議の中で、澤野鑑定士や鬼丸元最高裁判所判事の話も聞いて、だんだん方向が、足立弁護士の話とは全然違う方向に行っていると思うんです

よ。裁判の結果を経ずに、3月31日までに、山梨県としての見解は、足立弁護士が言っているこれが正しいということを実証するためにやっているんでしょう。裁判とは違う結果が出るかもしれませんよ。裁判はもっと違う、この検証の足立弁護士以外の方向が出たら、この検証委員会と整合性がとれなくなるんですけど、どうするんですか。

市川総務部長 済みません、訴訟のスケジュール感については、裁判所のほうでお決めいただくことですが、少なくとも私どもに対しましては、被告として今の時点では過去の知事の責任等について、主張を求められているという状況でございます。

小越委員 だから、足立弁護士は、過去の歴代知事の故意・過失はないことを立証し、準備書面に書いてありますよね。そして地方自治法違反だから、富士急には不当利得があるということを実証するために、準備書面を今つくっているんですよ。そういうふう書いてあるから。その準備書面、足立弁護士、それと同じことを検証委員会の中でこれはずっとやっていくわけですよ。ということは、裁判の結果と検証委員会の報告が違うこともあるかもしれない。

これは3月31日までに検証委員会に報告が出て、それをどう生かすんですか。それは議会にかけるとか、報告するとか、それとも裁判所に検証、山梨県とすればこれになりましたと、これを証拠資料として出していくんですか。

市川総務部長 検証委員会の御議論につきましては、適宜その訴訟追行していく上で、被告の主張に活用させていただきたいと思っております。調査業務につきましては、3月31日ということで、当面年度内の論点整理を求めているところでございます。

小越委員 3月31日までに、この足立弁護士が900時間ですよ。16時間も仕事ができないというふうに私も思うんですけど、普通弁護士の方々は弁護士のその下についている若い弁護士にいろいろな雑務というか、調べ物をしてもらったりするんですけど、森・濱のところにアソシエイトと書いてありましたけど、この弁護士以外に違う若い弁護士が来て調査したりする。その時間数やそのお金も入っているんですか。それともあくまで足立弁護士なり、他の2人の弁護士しかこの資料は見てやらないのか、ほかの下の方にもお願いして払うのではないですか。違いますか。

市川総務部長 あくまで見積もりとしては、再委託については2人を想定した積算になっているわけでございます。ただ、現実に今その再委託することとなっております弁護士は2人でございます。ただ、それ以上に再委託してはいけないということまでは、私ども求めてはおりませんので、契約額の範囲内において、必要に応じて再委託に関する求めがあった場合には、そのたびにチェックしていくという流れになろうかと思っております。

小越委員 ということは、この3人の弁護士以外にも、この資料にかかわってやる人が出る。そうするとその方々だけ5万円はないかもしれないけれども、時間給が発生する。そのタイムチャージでどんどんふえる。だから6,600万円を超えるかもしれない。超えたときには、お金払うんですか。この超えないと書いてあるけど、この必要に応じてはと書いてあるから、払うこともあるんですか。

市川総務部長 先ほど別の委員の答弁で申し上げましたけれども、6,600万円が上限でございます。

小越委員 この6,600万円、大手の弁護士だから、このくらいかかるかもしれないんですけど、わざわざ裁判で今結果を出そうとしているときに、裁判の方向と違うのではないかということ、この委員会の中でもやりました。鬼丸元最高裁判所判事にも聞いたりして、この足立弁護士の理屈が通るのかと。いや、通らないのではないかというような世論もある中で、この足立弁護士の話だけをもとに、この検証委員会をつくり、そしてその3人は、知事がお願いした。普通は第三者的な検証委員会を呼ぶんですよ。足立弁護士の話、細田弁護士の話、富士急の話、それも含めて山梨県はどうするかという、公平な立場でやるのに、これでは公平、公正な検証委員会にならないと思うんです。どう思いますか。

市川総務部長 検証委員会のその人選については、先ほど申し上げたとおりでございます。より複眼的な目で見ること、そして公正、客観的な検証とするため、3人の弁護士により構成するものとしております。その具体的な人選においても、訴訟代理人である足立弁護士に委員長をお願いするとともに、その他2人においては、大手弁護士事務所等から紛争解決を専門とする2人の弁護士をお願いすることとしたところでございます。

小越委員 また、6,600万円以外のものがありました。私、知事が選定した3人で、知事の思いどおりの検証委員会になってしまうのではないかなと思うんですよね。足立弁護士が委員長で、足立弁護士と同じ事務所だった方も含めてやると。検証の中身は、足立弁護士が実証していることだけやると。それも前からもうやっていることを、お金を積み上げて5万円掛ける時間で行うと。これは検証委員会のメンバーを議会に報告していませんよね、どうなるかと。誰がなるかと言えないということではないし。これは知事のやり方が、適正価格は20億円という、それはどうしても譲らないんでしょうね。何があっても。何があっても知事は、この方向でいくとなりますと、これは余りに横暴勝手過ぎるといふふうに、ちょっと思うんですよね。

それは公平、公正な立場の検証委員会をしなければいけないし、今裁判をやっているんだから、裁判の結果とこの検証委員会は全く逆のことになるかもしれない。私はそう思います。

この6,600万円は、適正な価格でなかった場合は、違法無効でありというふうに言っていましたよね、地方自治法。この6,600万円がもしかすると適正なものではなく、違法無効になるかもしれない。6,600万円、私は認められないと思います。こんなことをしたら何でもありですよ、本当に。6,600万円、どこから出てきたんですか。普通の県民は怒りますよ。お金がないと言っているなら、コロナに回すのに、こんなお金どこから出てきたんだって、みんな怒っていますよ。6,600万円の根拠がない。そしてこの6,600万円はどう使われるかわからない。これからももしかしたら、上限がどんどん上がっていくかもしれない。それを総務部長は財政課の課長の判断で判こを押して、できました、1月8日にやりました。そんなことは誰も信用できませんよ。この6,600万円は撤回していただきたいと思います。

市川総務部長 今回の調査委託事務につきましては、当然適正に法令に基づきましてお認めいただいた予算の範囲内で契約をさせていただいているところでございます。コロナの御指摘がございましたけれども、厳しい財政状況の中であればあるほ

ど、むしろ県有財産の管理一つとっても、将来に禍根を残すようなことがあってはならないと。しっかりと適正に財産を管理していかなければならないと思っております。

今回につきましては、相手のある話ではございますけれども、適正賃料を求めていく中で、最終的には、その適正化の中で県の歳入のところにもかかわってくる話でございますので、そういったことをやるための必要なステップだというふうに思っております。

皆川委員長 委員各位に申し上げます。先ほど向山委員から出ました弁護士の勤務時間の件については、午後の審査で答弁をできますか。お願いしますけど、いいですね。

それでは、質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(休憩)

皆川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を継続いたします。
総務部長、何か説明を先にするんでしょう。

市川総務部長 まず、資料をお配りさせていただきました。昨年2月定例県議会におきまして、私ども執行部のほうから、議会にお諮りいたしました議案についてでございます。いわゆる予算書というものでございまして、126ページと書いてある最後のページをごらんください。今回支出させていただきました調査費用につきましては、この歳出の款総務費、項総務管理費、この中から支出させていただいたというところでございます。

加えまして、午前中の審議の中で、向山委員のほうから御質問をいただきました労働基準法との関連でございます。

そもそも、今回の調査業務の委託契約について、私ども県と足立弁護士は、使用者と労働者の関係にはないということに加えて、一般にその労働者としての定義でいわれておりますような、さまざまな条件があるわけですが、足立弁護士は誰かの指揮命令監督の中にあって業務を行っているわけではないということで、労働基準法の適用外だというふうに承知しております。

渡辺委員 予算書を提出していただきました。先ほど総務部長の答弁の中で、今回の6,600万円は総務費の中の総務管理費から支出したと答弁なさいましたけれども、それでよろしいですか。

市川総務部長 おっしゃるとおりです。総務費、総務管理費の129億3,789万円、こちらの中から支出させていただきました。

渡辺委員 何て言うのか、丁寧でないというか。この総務管理費は幾つかの項目に分かれていますと思えますけれども、どの項目から支出されたんですか。

市川総務部長 先ほど御説明しましたけれども、課別説明書の中で、この個別の契約については、この予算案を提出する時点においては想定していなかったものですから、そこは実際に具体的な記載はないところでございます。その上で、今回は款総務費、項総務管理費の中で支出させていただきました。

渡辺委員 総務費、総務管理費の中で流用したということですか、予算を。

市川総務部長 項の中で目と節とございます。一般管理費から、目ですけれども、訟務費へ流用させていただいた上で支出させていただいております。こちらにつきましては、通常その議決案件が款、項というところでございますので、その他の業務と同様に、項の範囲内で流用して支出させていただいているところでございます。

渡辺委員 これをどの予算から流用したのかって大変大切なことだと思いますので。恐らく内規によると、予算流用する場合には、予算流用伺いというものを当然作成しますよね。あるいはそれに応じて予算流用通知書もあったりしますよね。それをぜひ、どの予算から実際、どこへ、どのようにして流用されたのか、委員の皆さんにも知っていただきたいと思いますので、委員長、資料要求させていただきたいと思います。

皆川委員長 ただいま渡辺委員からの資料要求につきまして、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、執行部、よろしく申し上げます。いいですね。

渡辺委員 いかにかこの総務管理費から支出して議会で議決いただいた予算ですというような話を、確かにそのとおりかもしれませんが、本特別委員会は、今回の第120号議案、第121号議案のみならず、県有地全体を検証調査していく委員会でありますので、こういった予算を流用するというのが、もう18日の時点でわかっているのであれば、説明すべきだったと思うんです。付託されていますから、特別委員会ですから。

そういう、今回のこの6,600万円にしたって、私から正直なところ、資料要求されなければ委員会にも説明なさらなかったんですよね。いかがでしょうか。

市川総務部長 18日の時点では御説明申し上げなかったのは事実でございます。その上で、こういった形で予算を執行させていただくということにつきましては、通常の業務の範囲内だと思っております。

渡辺委員 通常の業務の範囲内とは到底納得できないです。ここに今議論されていて、足立弁護士のこともしんぞ議論の中に出てくる中で、これだけの多額の金額を足立弁護士個人に支出する上で、何の説明もないなんていうことは、私は到底納得できないです。

午前中の途中になりますけれども、見積書もさまざまな委員から意見もありました。時給5万円ですよ、足立弁護士は900時間。とても法外な値段ですけれども、そもそもこれ御提出していただいたように、仕様書がついていて、やる業務が列挙されているわけです。にもかかわらず、そもそも時給でその何時間という、こういう見積もりで、しかも1月8日に出てきて、1月8日当日に契約するという、このやり方で県としていいんですか。こういう大ざっぱなやり方で。

市川総務部長 午前中も申し上げましたけれども、その単価につきましては適正なものでございます。加えて、その業務は膨大でございまして、それに見込まれる時間を乗じた数値となつてございますので、こういった見積書につきましても、適正なものということで、それを踏まえた契約としては問題ないと思っております。

渡辺委員 とても問題ないとは思えません。普通であれば、皆さん方も普通にやられているように、業務の内容がある以上、何に、幾ら、何時間、そういうふうに細かくやっていくんではないんですか。それとも全部で足立弁護士900時間、時給5万円と。そういう見積書でいいんですか。細かくやるべきなんではないんですか、業務内容が決まっているんですから。

市川総務部長 仕様書案についての協議もしていく中で、実際に受託する側の足立弁護士と協議を重ねて、こういった見積書に記載されている時間が書かれているわけでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、実際に要した時間が、契約書の金額以下、見積書の時間以下であれば、そこは精算してお返しいただける内容となつてございます。

渡辺委員 到底この見積もりだけで、足立弁護士がこの見積もりを出してきたから、今の御答弁として、県で本当に話をただけで、細かく精査することもなくこの見積書を通したということになりますけれども、本当にそうなんですか。

市川総務部長 本当にそうなのかと聞かれたので、見積書を徴取した上で契約してございません。

渡辺委員 足立弁護士の見積もりに従って県としても契約したと。もう足立弁護士が幾ら、あるいは何時間、どこをどうやってくるか、精査することなくというふうに捉えざるを得ないですけれども。そもそも、見積もりの中で3人の弁護士に依頼するに当たって、個別に依頼することも考えられると思っておりますけれども、なぜ足立弁護士を元請として再委託という形になるんですか。

市川総務部長 今回、調査業務委託ということで、足立弁護士に委託する理由としましては、午前中の答弁でも申し上げたとおり、歴史的な経緯があつて、かつその関係資料も膨大、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合う中で、検証のための調査作業につきましては、徹底した事実調査、的確な証拠評価、高度な法令の運用、解釈に見識のある弁護士に依頼する必要がある、かつ住民訴訟の経緯、実情を最も深く理解されている本事件の訴訟代理人である足立弁護士に委託することが適当であるということ判断したところでございます。

渡辺委員 午前中に資料要求しました。本当にこれほどの6,600万円もの多額の金額を1人の弁護士に一括して委託して、そこから再委託という形をとるほどに、足立弁護士の実績や経験があるという、確たる証拠をぜひ委員会に御提出いただきたいと思つています。続いて、仕様書の中で、この3つの大きな項目があるんですけれども、いわゆる過去の賃料算定及び貸付業務委託の適正の確認、また未来に向けたと、その3つの状況を踏まえたところなんですけれども。これはそれぞれ3つに分けている以上、幾らかかるかくらいはそれぞれ出されていると思うんですけれども、それとも3つ全部合わせて6,600万円ですか。ざっくりですか。

市川総務部長 3つ合わせて、3つというか、ここに仕様書の内容が書いてある全て合わせてまして6,600万円で積算したところでございます。この上の過去の賃料算定及び貸付業務の適正性の確認、そして大きな項目でいうと、未来に向けた適正賃料や事務手続等のあり方、そして検証委員会が設置されることとなった場合には、上記を踏まえた委員会の資料準備、そして調査報告書の作成ということでございまして。訴訟の進捗や、また設置されることとなった場合は、検証委員会の議論の進捗を踏まえて、上記をまとめた調査報告書、こちらは検証委員会が立ち上がった場合には、年度末時点における中間報告書の素案というような形でかえられると思っておりますけれども、大きくはこの4点をもって6,600万円の契約をしたところでございます。

渡辺委員 本当に普通であれば、この3項目だけではなくて、その下の丸に至るまで、細かくどれくらい予算がかかってというものを精査して、そういった見積もりを求めていくのが通常のやり方だと私は思うんですけれども。総務部長、これは全て合わせて6,600万円だと、そういうような答弁ですので、到底納得できませんけれども、一括して概算払いする必要がそもそもあるのかどうか。月々の払いでいいのではないですか。概算払いする必要はあるんですか。

市川総務部長 今回の調査業務の契約につきましては、膨大な業務内容であります。そうしたことから、契約相手がさらに別の弁護士に再委託することができる契約となっているところがございますけれども、再委託をする場合、委託業務を完了してから支払いすることとすると、再委託料を足立弁護士に全て立てかえさせることになってしまうということもあわせて、概算払いを行い、後日精算する方法とさせていただきます。

渡辺委員 足立弁護士に全てを委ねて進めていくんだなというふうな捉え方しかできないような答弁でしたけれども。正直、これほどの金額を支出するに当たって、それで果たしていいのか。どなたかの委員がおっしゃっていましたが、訴訟のために立ち上げる委員会にしても、また今までの県の方針や今後に向けたことにしても、1人に委ねるのではなく、本当に第三者的な委員会をつくって、しっかりと中立、公平な立場から、県の諮問機関として報告書を提出させるべきなのではないかと私は思いますが。そうはいつても、今回これは足立弁護士にお任せするのが全ての可能性を考える中で、最も適切だと県は判断されたのですか。

市川総務部長 済みません、先ほどの足立弁護士に委託する理由の繰り返しになってしまうんですけれども、膨大な関係資料、あるいはその争点や課題も複雑に絡み合う中で、検証のための調査作業については、徹底した事実調査、的確な証拠評価、あるいは高度な法令運用解釈に見識のある弁護士に依頼する必要がございます。加えて住民訴訟の経緯や実情を最も深く理解している県の訴訟代理人である足立弁護士に委託することが適当であると判断し、契約したところでございます。

渡辺委員 話が平行線になりますので。私としては午前中からのやりとりを聞いていく中で、とてもこの6,600万円のこの見積もりが正しいとも思えないですし、ましてや見積もりが出てきた1月8日に、恐らく予算を流用して1月8日時点で契約を結んでいることについても、大変不思議に思います。こういったものを認めて、果たしていいものかどうか、私は甚だ疑問に思いますが、ややもす

ると違法な公金支出にでもなるのではないかとすら思います。そうでなかったとしても、適切な公金支出ではないのではないかとと思いますが、どのようにお考えですか。

市川総務部長 適切に法令に基づきまして、適切な手続を踏んで契約に至っております。

渡辺委員 もうこれで最後にしますが、私はそうは思いません。そもそもこの業務は、足立弁護士が最初からわかっていたとおり、訴訟委任契約の中で行うべきことがほとんどかと思えます。そういった点も踏まえて、この業務委託契約は私は適切ではないと思えます。排除すべき事案だとも思えます。そのように申し上げて、質問を終わります。

向山委員 弁護士費用の件でお伺いしたいと思うんですけど、いろいろと渡辺委員のほうからお話しいただいたので、何点かかぶらないようにお伺いしたい。今回のこの金額自体は、適法適切ということもあるんですけども、県として、これは林務長からお伺いしたいんですけど、この金額自体、一般的に高額だというふうにお考えでしょうか。部長でもいいんですけど、林務と総務、双方からお伺いしたいと思います。林務の観点から、これを検証するのに、6,600万円というこの金額は一般感覚からして高額かどうか。

金子林務長 適切に積算された金額であると考えております。

市川総務部長 先ほども申し上げたとおり、適正な事務処理単価にその処理に要すると見込まれる時間を乗じて積算しているところでございます。かつ、その時間につきましても、関係資料は膨大で歴史的な経緯もあるという中で、非常に困難な事案であることから、相当の作業時間が想定されるところでございます。そういったところを積算した上での見積もりでございますので、適切だというふうにご覧いただけます。

向山委員 適切で、高額だという認識はないというお話を今いただきました。

その上で、このニュース、報道等もあって、この6,600万円の金額について、自分は行政訴訟を対応したことのある県内の弁護士に、複数名からお話をお伺いしました。ある弁護士ですけれども、新聞報道で聞いたが、考えられない数字だと。6,600万円という数字は、弁護士費用としてはあり得ないと。また、こういうやり方自体が珍しいと。普通の裁判であっても、着手金と成功報酬半々でやる。行政や県の場合は、少なくとも、その請け負った方は包括的に月々幾らと。具体的に何をするのかは、この時点ではわからなかったし、仮に訴訟費用がかかったとしても、そのかかった費用ごとに県に要求をする、要請をするというのが一般のやり方ではないかというお話をいただきました。この弁護士は最後に、今回のケースが住民監査請求の対象となる可能性もある。その場合の違法公金支出ということも可能性は否定できないと。県内の弁護士会には、120人近くいるけれども、なぜ県外の弁護士に頼む必要があったのか、わからないと。

別の弁護士も、同じような話をした上で、コロナ禍の中で、県民はこの支出をどう思うかと。一般県民の感覚をもって判断をするべきではないのか。この弁護士は、先ほどの弁護士と違って、住民監査請求になった場合には、適法との判断が出るかもしれないけども、それをもって適切かということ、弁護士の立場からは適切だとは思わないと。あくまで、自分の意見ではなくて、そういう

御意見をいただきました。

そうした中で、今のようなお声があるということは事実ですけれども、そうしたことについてはどうお考えでしょうか。

市川総務部長 何をもって一般的かどうかというところの御判断になって、そういった御意見があること自体は、私どもは否定しませんが、私どもとしては、その必要な業務を発注するに当たって、先ほども申し上げたように、適正な単価に見込まれる膨大な業務時間に乗じた上で積算をしているので、そこは適切だと考えている次第でございます。

県内か県外かということにつきましては、必ずしも調査委託の業務につきまして、県内の弁護士に発注しなければならないとは考えてございません。選任した理由は、先ほど申し上げたとおり、足立弁護士が訴訟代理人であるということで、よく理解しているということで、契約の相手先とさせていただいておりますので、そういう意味でも、問題ないのかなと思っております。

向山委員 総務部長の御見解は承知しました。

その上で、今度は一般の県民の方の御意見も直接言われたこともありますし、自分のほうから何件か、本当にこちらからうがった見方を言わずに感想を聞いてみました。

その中で、本当に気になる一般県民の方の声として、これだけの多額のお金というのが、誰かに還元をしている、還流しているんじゃないかという見方をされている県民の声が実際にあります。具体的に言えば、知事が先頭に立ってやっているということであれば、知事サイドにそのお金が流れてしまっているんでないかというような見方を持っている方が、実際に県民の中でもう既に出演しています、そういう声。

そのことに対して、正直私は、それを言っている方に、そんなことは絶対にありませんよと否定をさせていただいてはいますが、疑義を持たれてしまっていることは事実です。それはなぜかということ、高額だからです。一般の行政の中のやり方では適切適法であったとしても、一般県民の皆さんの税金の税金を使ってこれは支払われています。コロナの状況で苦しい人もいますでしょう。そうではない人も、自分たちの払った税金の中から、職員の皆さんの給与も、この県議会議員の給与もみんな支払われています。その感覚を忘れてしまったら、県民の信頼は、幾ら正しいことをやっても得ることはできないというふうに思います。

総務部長も、国からの出向でいらっしゃっていますけれども、山梨県の県民の皆さんが山梨県を信頼している、これを遂行するためには、今回のものが適切で適法な支出だとしても、徹底的に疑義を排していかなければならないし、しっかりと足立弁護士も含めて、それは県民に対して説明をすることが、納税者から給与をいただいている私たちの責任ではないかと思っておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

市川総務部長 私山梨県の禄をはんで業務を遂行している以上、山梨県民のために仕事に邁進しているわけでございます。もちろん税金を使って、税金を中心とした貴重な財源を使ってこういった契約をしているわけでございます。もちろん委員の御指摘のとおり、県民の皆様にご理解いただけるように努力していかねばいけないと思っております。

その上で、今回の業務委託につきましては、先ほど来申し上げておりました、きちんと適切に見積もった上で契約を取り交わしていると、このように考えて

おりますので、そういったような御指摘はあるかもしれませんが、できるだけ努力してまいりたいと、このように考えております。

向山委員 ぜひ疑義を排すように、今後も説明を進めていただきたいと思います。
その上で、きょう検証のための調査業務内容を見せていただきまして、何点が御質問をさせていただきたいんですけども、過去の検証、この部分については、和解をされていたとしても、同じような業務内容になっていたのでしょうか。

市川総務部長 和解条項に基づくものは、全く一致しているものではございません。今仮の話なのでなかなかお答えづらいんですけども。というのも、和解案が継続している段階においては、こういった話については、細かくは詰めていないものですから、仮の状態で答弁することは差し控えたいと思いますけれども。いずれにしましても、今この訴訟を進行していくに当たって、裁判所からも求められている県としての主張、こういったことをしっかりと調査の上で検証していくに当たって、必要なものを県民の皆さんにも、まさに納得いただけるよう、ごらんとおりの調査内容で契約をさせていただいたところでございます。

向山委員 今、仮の中で、ですけども、総務部長からありましたが、和解をしていたら同じものにならなかったというふうに思います。それはなぜかということ、前契約も含んでいますし、それ以外の県と富士急行の癒着構造、職員の天下りの有無、こうしたことも、これまでは県として明快にそれを解消する、解明するということの言及を避けてきました。私はするべきではないかということをお伝えしてきましたので、そこを酌んでいただいたのかというふうに評価をしますけれども。その中で、この過去の部分を今後やっていく。またその中でこの3月の末までに、これだけの業務を区切ってやる必要がどうしてあるのかなど。どうして3月の末でなければいけないのかなというふうに考えるんですけども、そこはいかがでしょうか。

市川総務部長 この仕様書の前提となっておりますけれども、住民訴訟の進捗や検証委員会が設置された場合は、その議論の進捗に応じてという形になってございます。
この調査委託の中で、そういう不確定要素がある中で、どこまで調査の内容が詰まったものになるのかということはあるかと思っておりますけれども、いずれにしましても、お認めいただいた予算は、あくまで令和2年度の中のものでございますので、そういったお認めいただいた予算の範囲内で調査をできるだけ訴訟に合わせてしていくという観点から契約させていただきました。

向山委員 この先、さらなる契約の可能性があるという、先ほど小越委員からもありましたが、そういう可能性があるということだというふうに思います。
ここで確認したいんですが、調査委員会、いわゆるずっと言っていた調査委員会と、今回のここでいう訴訟の中の調査委員会というのは、別の調査委員会という捉え方でいいのか。訴訟を進める中での調査委員会、新しくつくる調査委員会、ここをもう少しわかりやすくお伺いしたいと思います。

市川総務部長 この仕様書にあります検証委員会でございますけれども、午前中の答弁でも申し上げたかもしれませんが、この1月8日の時点では、まだ和解に基づく検証、和解自体がまだ再交渉の余地が、可能性としてゼロではなかったということもありまして、和解に基づく検証委員会も想定していましたし、一方で和解

の再交渉が継続できないという可能性のほうが大きかったものですから、そういったときには、訴訟継続のための、訴訟を迫りしていくための検証委員会、こういったこともあわせて検討した中で、仕様書にあります検証委員会を書かせていただいておりますので。つまるところ、訴訟継続をしていく上で、本日告示で設置することといたしました検証委員会については、こちらの仕様書に当たると考えております。

向山委員

同一だというような認識をいただきました。その上で一番重要なことは、これは委員会でもずっと言っていて、1月18日に私も委員会のメンバーについては、議会のほうにぜひ相談をして、決定をしていただきたいということで、総務部長もできる限り、それを酌んで対応していきたいというふうに言いましたが、それに御対応いただけなかったのは、どのような理由でしょうか。

先ほどいただいた理由は十分、重々わかっているんですが、議会のこの意見を反映していただけなかった理由。

市川総務部長

今回結果的には、本日付の告示で設置することといたしました検証委員会については、和解ではなく訴訟迫りのための検証委員会でございます。そういった観点から、被告であります知事として判断させていただいたということでございます。

向山委員

知事が最終的には判断をされたというふうな御答弁をいただきましたが、その中で、これも公正・公平性をどのように保っていくかということも、委員会の中でも大分議論をしてきたところですが、当時の答弁は、弁護士であれば公正だというのは、少しわかりにくいような答弁だったんですが、単純に考えると、訴訟を今継続中です。原告の訴訟代理人がいます。被告の訴訟代理人がいます。補助参加人にも訴訟代理人がいます。普通、第三者委員会的にこれを立ち上げて検証するのであれば、利害関係人以外から選ぶのが一般的な公正、公平、中立な委員会だというふうに私は考えますが、なぜ県の意見を言っている訴訟代理人を選ぶことになってしまったのでしょうか。

市川総務部長

今回訴訟を継続していく上で、今後の被告の主張立証を補充するとともに、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方について御検討をいただくことにいたしました。

その上で、より複眼的な目で見ること、さらには公正・客観的な検証とするため、3人の弁護士によって委員会を構成することとさせていただきまして、その人選につきましては、和解ではなく、訴訟を継続していくことから、訴訟代理人である足立弁護士に委員長をお願いするとともに、大手法律事務所等から紛争解決を専門とする2名の弁護士をお願いするというところで、最終的には知事が決定したところでございます。

向山委員

今部長がおっしゃったそこなんです。訴訟を継続するからこそ、訴訟外から選ぶべきなんですよ。今、住民訴訟で争っている最中だから。和解がもう成立して、閉じてしまっていたらわかりますよ。訴訟は関係ないから。今まだ住民訴訟の最中なんですよ。これは行政権、司法権があるときに、司法のほうで今闘っている人を行政のほうの決定機関のほうに入れて、それでやってしまうという、ここの分野についての考え方。行政訴訟が今続いている中で、こういう判断をしたことについては、どのようにお考えでしょうか。先ほど御答弁いただいた内容は何度もお伺いしているのですが承知していますけれども、その公正、

公平、中立性を保てないと、先ほど来言わせていただいた県民の疑義やいろいろな部分の要らぬ臆測を招いてしまう可能性がある。そこを排する必要があるというふうに思いますが、それをなぜそこまで思料が及んで判断していただけなかったのでしょうか。

市川総務部長 そういった御意見自体を否定するものではございませんけれども。ただ私どももいたしましては、和解ではなく訴訟追行のための検証委員会であるということから、被告である知事として判断させていただくに当たって、先ほど申し上げたような理由によって、人選させていただいた次第でございます。

向山委員 先ほども午前中に聞かせていただきましたが、県庁内の特別チーム、県有地貸付業務適正化特別チームという名前だと思いますけれども、この中でもしっかり議論をしていただいて。本当はこの検証委員会ができる前に、県民の方にしっかり疑義を持たれないような方策を考えなければいけなかったというふうに思います。これも今支出をしてしまっている状況なので、しっかりこのメンバーには公正、公平に中立にやっていただく必要があるというふうに思います。この調査内容、検証内容については、県としてどのような意見をできるものになっているのかは承知をしていませんけれども、もちろん補助参加人である富士急行、そして訴訟の対象になり得る歴代知事、こういった方々にも委員会に来ていただいて、しっかりと聞き取り業務を行う。あるいは書類等を提出させていただいて、その中で議論を行う。これは当たり前のことであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

市川総務部長 今回の検証委員会を運営していくに当たって、そういったところを必要に応じて行う可能性は否定しませんけれども、ただその点に関しましては、検証委員会の運営に委ねたいと思います。

向山委員 その委ねるときにこそ、この県有地貸付業務適正化特別チームが力を発揮していただきたい。公正、公平に思っただけのような検証委員会にならないければ、幾らどれだけ正しいものを出しても、県民の理解をいただかないと、県行政自体が前に進まなくなってしまう可能性があるというふうに思いますので、これは知事の信頼、信用のためにも、ぜひ県全体として取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

根本になるんですけれども、これまでこの違法無効というのは、森林環境部も総務部も論理必然だと、法的に成り立たないことがもう確実で、明らかになっているということで自分は承知をして理解をしていました。であれば、しっかり見直さなきゃいけないとずっと考えていましたけれども、午前中の総務部長の答弁で、しっかりと法的に整えていかなければならないと。今まで整っていませんでしたか、法的に。法的に成り立たないから違法無効だと言っていたのに。もっと言うと、将来に禍根を残さないために。将来に禍根を残さないとかではなくて、もともと違法無効なんだから、これはあり得ないんですよと言ってきたではないですか。将来に禍根を残さないために和解、やめましょうと言っていましたけど、それを今さらになって将来に禍根を残さないために検証委員会をやると。言っていることが矛盾していると思いますが、森林環境部はどのようにお考えになりますか。

金子林務長 違法無効は成り立たないということは、それは決まっております、それをどこでどういうふうに間違えたのか、そのことで責任がどこにあるのか、これ

から先、そういうことが二度と起きないようにするのはどうするのか。そういうところを検証するものだというふうに考えてございます。

市川総務部長 重複するところもございますけれども、論点は多岐にわたります。検証委員会の対象は、今訴訟で求められております過去の知事の責任等、そういったところで論点は多岐にありまして、まだまだ長大な歴史的経緯の中で整理すべきものというのはあるかと思っておりますので、今、委員から御指摘のあった地方自治法のところ以外の論点は、非常に多岐にわたっているというふうに考えてございます。

向山委員 その中で今、林務長からいただいたんですが、林務長は18日の答弁では、このようにおっしゃっています。「237条2項の適正な価格ではないということでありまして、その違法無効ということをしつかりと証明するというか、その違法無効だというのは、判決をいただいたわけではないという意味で、違法無効と決まっているわけではないというふうに申し上げました」と。判決をもらわなければ、違法無効は確定をしないというふうに林務長はおっしゃっているんですよ。自分のおっしゃったこと間違いないでしょうか。

金子林務長 それは、その後の答弁で修正をさせていただきましたが、御質問の内容が、もう既に決まっているのかと。裁判で決まっているのかというふうにとったものですから、まだ裁判では決まったわけではないけれども、県としては違法無効だと考えておりますと、このように修正させていただいております。

向山委員 ここで言いますのは、なぜ今ここで検証委員会だということなんですよ。訴訟に戻ったのであれば、判決で違法無効と確定をもらった後でも遅くないんですよ、この検証委員会は。だってもう違法無効は成り立っているんだから、法律的に。しかも足立弁護士は、参考人で来ていただいたときに、敗訴すると言っているんですよ。県は敗訴をすると。どういう意味かという、違法無効は確定をして、全て決定をすると。決定をしてからでいいではないですか、この議論は。なぜ今やる必要があるんですか。もう違法無効って裁判所で判決をもらってしまったほうが、鬼丸元最高裁判所判事の言う、執行力が生まれるんですよ、そっちのほうが。なぜ、執行力が生まれていない今やる必要があるんでしょうか。

市川総務部長 これからも今の論点以外のところも、訴訟上はさまざま裁判所から主張するように言われております。それが昨年来、先日来申し上げておりますように、2月12日までには提出されているような、過去の知事の責任等でございます。自治法のところだけが論点として訴訟で議論されているのではなく、その他のところについても、今後も議論が続いていくというふうに思っているものですから、少なくとも訴訟に上げられるであろう論点については、検証委員会によって検証の対象とすると。

加えて、将来において禍根を残さないように、そこは県民全体の財産でございますので、しっかりと検証していくということから、訴訟に加えて今後のためにも、今、検証委員会を設置しなければならないと考えてございます。

向山委員 であれば、訴訟でそうしたところをしつかり、違法無効の判決をいただいて、歴代知事に過失責任があれば、きっちり損害賠償請求を行うと。これもずっと自分はそこは主張をしていますので、そうしていただきたいと思っておりますが、仮

にこれだけの6,600万円もの税金を投入して、司法でそれが否定をされてしまった場合というのは、どのように想定をされていますでしょうか。

市川総務部長 裁判所の判断について、私どもがこうすべきだ、どうだというのは。もちろん見込みというのはあるんですけども。ただいずれにしても、県として主張していかなければいけないところは主張していくと。そういう観点から、この検証委員会というのは必要だというふうに思っているわけですから、そこは結果いかにかわらず、しっかりとその検証は進めなければいけないということでございます。

向山委員 恐らく私もこの支出自体は、違法性がたとえ監査請求になっても、認められる可能性は少ないのではないかなど、個人的には思っていますけれども。そうした中で、適切なこの支出、また県民の皆さんに納得をしてもらえるかというのは、裁判でしっかりと結論を得ることだというふうに思いますし、仮にこれで裁判で結論が得られなかったら、それ相応の相当の責任を誰かが負わなきゃいけないと。その辺の将来的な責任の考え方とかリスクヘッジも、しっかりと庁内で議論した上で、今回この検証委員会を立ち上げていると当たり前になりますけれども、どういう議論がなされましたでしょうか。

市川総務部長 検証委員会につきましては、先ほど来申し上げているような理由から、設置しているわけでございます。訴訟を継続していく上で、主張立証を補充していくということに加えて、未来のためにやっていくということでございます。それについては、必要であるからこそ、今回契約するところでございまして、それについては、今の時点でしっかりとそこは責任を持って、必要だからこそ契約させていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

向山委員 そのリスクとか責任論について、どのような議論をされたのかというところをお伺いしたいと思います。

市川総務部長 特段、裁判の結論によって、この検証委員会の設置の有無やその考え方について整理したわけではございません。今、訴訟に向かわなければいけない県として、主張していくべきところを主張していくという中で、その補充のためにしっかりと検証委員会を立ち上げて検証していくと。また未来のために直すべきところは直していくと、そういうことでございます。

向山委員 本来であれば、しっかりと行政としては、いろいろな部分の可能性を考慮して、議論をするべきだと思います。本来であればです。今の体制では、特別チームの皆さんがどういう議論をされたか承知していませんけれども、本来は、政治の手を離れて行政機構の中で、そうしたリスク分析もしっかりするべきだと思いますので、委員の一人として進言させていただきます。

その上で、もうここまでの金額をかけてやるのであれば、しっかりとした成果物を出さなければいけないというふうに思いますし、しっかりと訴訟で最後結論を得なければいけないと思いますけれども。仮に原告が訴訟の取り下げを要望してきた場合と。こうした場合は、しっかりと県としては受けられないと。最後まで住民訴訟の結論を得るような形にしなければいけないと思いますけれども、そこについてここで一回確認しておきたいと思っております。

市川総務部長 なかなか訴訟の結末について、仮定でお答えすることは差し控えたいと思

ます。また、今後準備書面を初めとした訴訟の話については、さまざま訴訟を
追行していく上で支障が出るおそれもあることから、一般論として、先ほども
準備書面の内容については、コメントを差し控えさせていただきましたけれども
も、その他の関係についても、コメントを差し控えさせていただきたいと思
います。

向山委員

法律の専門家ではないので、ここで総務の皆さんとか森林環境部の皆さんが
答えるのは難しいと思いますので、答えられる範囲で。訴訟代理人であります
足立弁護士に再度参考人として来ていただきまして、あした和解案についての
説明に来ていただけたらと思いますが、その場でも構いませんけれども。あした
仮にいらっしゃらないような、ないと思いますが、責任を回避して逃げるよう
なことがあしたあれば、しっかりと出てきていただいて、堂々と6,600万円
分の仕事をしていただければと思いますので、参考人としての招致を求めます。

続けて、後藤前知事時代に検証した資料を提出いただきましたので、これに
ついてお伺いしたいと思います。

まず、これは大変重要な資料だと自分は思っています。

平成28年12月20日、また平成28年12月13日聞き取りということ
で、このA3の紙をいただきましたが、この資料は、どの課の方が作成をして、
またいつ県の執行部に説明をした資料でありますでしょうか。

小沢県有林課長 提出しました資料につきましては、県有林課で作成をしております。この資
料をもとに平成29年1月13日に知事に説明をしております。

向山委員

この資料の存在は、もちろん議論の始まった段階で、担当課は承知をしてい
ましたでしょうか。

小沢県有林課長 承知しておりました。

向山委員

承知をしておりましたということをしていただきましたが、その上で、特別委員
会の12月9日、林務長の御答弁をいただいています。「90年以上にわたりま
して、開発前の山林素地をもとに、貸付料を算定するという考え方で算定をず
っとしてきたわけでごさいます、そのこと自体に問題意識を持つことなく、
その3年に一度の継続賃料の算定において、その直近の地代からその3年間の
経済変動だとか土地の価格の変動、これをしっかりとつかんで、適正に評価し
ていくというところに心を尽くしてきてしまったというところが一つの原因だ
ろうと考えています」と。そのこと自体に問題意識を持つことなくというのは、
この資料を見る限りだと、当時の後藤県政でも、問題意識を持っていたらこれ
を検証したというふうにとれるんですけども。これは問題意識はなくて、た
だ単に毎年3年ごと、あるいは20年に一度、こういう検証を毎回やられてい
るのでしょうか。

金子林務長

20年前のことはわかりませんが、これは後藤前知事が、この委員会で参考
人として提出された書面によりますと、やはり新聞等で賃料等について報道さ
れていたというのを受けて、確認をするために、弁護士あるいはその不動産鑑
定士にお聞きになると、そういった資料でございます。

向山委員

全体的に抜本的な見直しを行う必要性もあるのではないかという問題意識を
持って、トップ、当時の知事からの指示で行ったという自分は認識なんですけ

れども、そういう認識ではないんですか。

金子林務長 抜本的な改革かどうかというのは別にして、今までのやっていたこと、今何に基づいてやっているかといったことを確認した内容だと思っております。

向山委員 なぜそのようなことを言うかということ、これは後藤前知事本人から聞いたわけではないので、真意はわかりませんが、後藤前知事の関係者の方から、もう皆さん御存じのところかもしれません、当時の後藤知事が出馬されるときに、知事の関係者、後援会も交えた中での合意文書というのが、世に出回っているものがあります。これは恐らく間違いなく本物でしょう。その中では、富士北麓地域における県有地等の公有財産の使用、収益、処分のあり方については、山梨県及び関連市町村等の行政資産の財政の再建及び健全性向上の観点、県有地等の公有財産の公平、公正な利用の観点から抜本的な見直しを行うと。平成26年10月26日、後藤齋と。11月5日付で、衆議院議員、長崎幸太郎殿でこの間、お互いの後援会同士で了解したこと及び平成26年10月26日付で交わしたメモに記載された事項につきましては、遵守してまいります。

これは、いろいろなところで出て、知事選のときも出てきて、後藤陣営のほうが盛んに言っていたものなので、事実関係はここでは問いませんけれども、恐らく知事になった後の後藤前知事が、これを守らなきゃいけないということで呼びかけたんでしょう、弁護士と不動産鑑定士に。そこで出てきた答えが、これまでのものは適正ですと。これは問題意識を持って考えたということにならないんでしょうか。

金子林務長 今、おっしゃられた文書については、コメントをする立場にはございませんが、この資料を見る限り、地方自治法の237条2項についての議論はされていないと。そこまでの議論にはなっていない資料だというふうに拝見いたしております。

向山委員 もう一度済みません、12月9日の答弁に戻ってしまうんですけど。開発前の山林素地を貸し付けようと算定をするというところに、問題意識を持つことなく林務長はおっしゃっているんですよ。持っているのではないですか、これ。不動産鑑定士の方が検討項目の2番目、土地価格を山林で評価する可否とあるんですよ。問題意識を持っているというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

金子林務長 問題意識はあったのかもしれませんが、その237条2項の規定の中で、参考人の中でも不動産鑑定士の皆さんもおっしゃっていることなんですが、基本的に現況で評価するのが相当というのが、法令の解釈となっているというところからすると、この考え方は正しくないというふうに、現在では考えられます。

向山委員 当時は、その考えでだめだったと、当時の考えは今では成り立たないという主張だというふうに思いますが。もう一点、ここは細かく言うつもりはないんですけども、1点だけ。当時の課長だった山田技監もいらっしゃいますので、お伺いをしたいんですが、参考人としてお話をいただいた12月17日の質疑があります。その質疑の中で、山田参考人は、「まず、平成28年当時は、素地価格でやるということが正しいという考え方によって進めてきた。ここに来て大きな方向転換ということも出てきているが、私が担当していたのは、この賃料の改定のときではなかったから、あくまで更新手続が主で、正直言うと、余

りそういうものにかかわってこなかった」と。別のところでは、「賃料の話は当時は前年賃料を改定したが、そういう話は一切していない」という答弁がありますが、この資料を見ると、貸付料の妥当性ということで、これは賃料の部分に当たると思うんですが、ここについては、いかがお考えでしょうか。

山田森林環境部技監 参考人のときの質問は、賃料の更新について検討したかというようなお話ではなかったかと思えます。この当時は、参考人のときにも少し御説明しましたが、平成28年のときは、賃料改定というよりは、貸付期間の継続をどうするかということがメインの議論となっていて、賃料の改定は、その前年だったと思うんですけれども、前年に一度改定した後のお話でしたので、そこで少しずれがあるというふうには理解しています。

向山委員 わかりました。そこの質疑のところを言ってもしょうがないのであれなんですけど、当時の課長として、知事からどのような指示があったか。また知事ではなくて、当局からどのような指示をもって、参考のところにも近隣別荘地の貸付料との比較ということで、県内の各別荘と比較し、貸付料が安いということではなく、転賃料も高いとはいえないと。要は上げなくていいですよというのを、担当課長としてこれを作成しているわけですよね。どういう指示のもとで、どういう結論を導き出して、県当局としてどういうふうに関後すべきだと考えて、当時業務に携わりましたでしょうか。

山田森林環境部技監 当時、この参考の部分につきましては、あくまでも賃料の妥当性はどうかということ、一つのテーマというか、指示を受けましたので、それについて近隣のところを調べたという程度のものでございます。

向山委員 調べた程度のもので、当時はそこまで深くないという意味の答弁だというふうに承知をしましたがけれども、これをしっかり当時担当課長としてですが、契約を更新するに当たって、しっかりと将来にわたって禍根を残さないように、自分自身が責任を持ってこれが正しいと県民の皆さんに説明できる、そういうような準備はされて、この結論を導き出したか。それはいかがでしょうか。

山田森林環境部技監 専門的な部分はわかりませんので、当時は細田弁護士であるとか鑑定士の方に意見をお伺いする中で、今までのやり方は正しいというふうな結論をいただきましたので、それに基づいてお話をしたというものでございます。

向山委員 今その正しいものが違法無効になっていますが、当時の担当課長として、改めてこの資料が出てきて、検査をしても、違法無効といわれていることについて、どのようにお考えでしょうか。

山田森林環境部技監 当時は継続賃料ということで、そもそも適正な価格とは何ぞやという議論を一切しておりませんでしたので、新たにそういう観点から、今議論されているということで、当時としてはそういう議論はなかったというものでございます。

向山委員 では、確認で間違いのないように、議会の委員会として確認したいんですが。当時、これを見直さなければいけない。この資料以外に、もしかしたらあったかもしれないですし、しっかりとそこは見直さなければいけないというような当時の知事に対して、しっかりとこの契約をやり直さなければいけないのではな

いかと、適正ではないのではないかとというようなことを言って、知事に方向転換を求めたという方は一人でもいたのか、いなかったのか。そこについて知事の裁量権はどの程度及ぶのか、お伺いしておきます。

山田森林環境部技監 先ほども御説明しましたように、当時はこのやり方、決して間違っているという認識はございませんでしたので、知事に対しましても、増額であるとか、そういう新たにこうするべきだというような提案をしたということはありません。

向山委員 ありがとうございます。検証委員会のほうで細かくやっていただけるというふうに思いますが、しっかりと新たな事実が出てくるかもしれませんし、その中で歴代知事の責任が出てくる、あるいはないとは信じたいですけれども、いろいろな部分での意図的に変更したというようなことを、しっかりと検証を委員会のほうでしていただければというふうに思います。

引き続きで、済みません。

北富士の資料で、要求したものを出示していただきましたが、近いところで令和元年度を見させていただきますと、国からの賃貸料が32億円余りと。これは差額AマイナスBの、この17億8,000万円余りのもの。まずこの説明をどういうものか、資料の説明をお願いしたいと思います。

小沢県有林課長 まず、国からの賃料等は今お話がありましたように、国が県有地の使用についての賃料等の支払額でございます。Bの土地貸付料というのは、県有地の土地を使用するに当たっての貸付料でありまして、借地人からの貸付料でありませぬ。演習場交付金というのは、これは県から関係者に交付している額、その差額がAマイナスBであります。

向山委員 御説明いただきまして自分の中にかみ砕きますと、最初の国からの賃貸料というのは、国から山梨県に入るお金だと。演習場交付金というのは、自分がお伺いしたところによると、10団体、組合ほどあるというふうに承知をしていますけれども、県からその10団体に交付をされる金額は17億9,000万円余りと。この土地貸付料というのは、逆に県有地を借りているその10団体から山梨県に対して支払われている金額と。その差額、令和元年度でいくと17億8,000万円余り、これがその10団体の事業者や団体や組合の手元に残るお金と、そういう認識でよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 そのとおりでございます。

向山委員 この中で、知事が東洋経済のインタビューの中で、この290万円余りの富士急行の別荘地を取り上げております。この取り上げたということ、もう記事掲載から時間がたっていますが、どういう意図で知事がこのようにおっしゃったかというのは、担当部局として確認をされていますでしょうか。

金子林務長 雑誌に掲載されたということですので、特に確認はしてございません。

向山委員 この290万円というのは、残りの差額の17億8,000万円余りと比べると、少額というふうに考えるんですが。大部分はこの残りの9団体・事業者の中で恐らく吉田恩賜林組合が大きな部分を占めていると思いますけれども、そうしたことも含めて、この17億円余りの差額が、知事の言葉をかりますと、何も

せずに手元に残っていると。このことについて山梨県として、この差額分は適正適切で全く問題はないということを、ここで確認をしたいと思います。

金子林務長 そもそも演習場交付金につきましては、実は資料要求のところに、転貸状況というのがあって。これはいつか申し上げなければいけないと思っていたんですけども、これは転貸ではなくて、そもそもの歴史を少しお話ししますと、まず県有地御下賜になってから、大正時代から昭和の初めにかけて植樹用貸地などで貸付を行ったと。その後、米軍が進駐、接收して演習場として使用されるようになったわけですけども、米軍が接收時に従前からの植樹用貸地とかの地元の権利関係を解消することなく使用したために、同一の土地に目的の異なる2つの土地関係が存在するというところになったところですよ。

 この演習場交付金は、この2つの土地使用関係を両立させるとともに、演習場としての円滑な使用を図るために、最初は昭和26年に地元保護団体等の請願を県議会で採択されまして、それを契機として交付されるようになったという性質のものでございまして、これは長い歴史というか、この土地をめぐる特殊な状況の中で出てきた制度だということでございます。

向山委員 御説明ありがとうございます。

 今の説明を含めて、この金額、差額分というのは10団体に交付されているものは、県として適宜、適切、適法、全く問題ないということでしょうか。

金子林務長 問題がないからこそ、交付しているものでございます。

向山委員 では、検証委員会の中では、ここの部分は全く触れられる予定もないということでしょうか。

金子林務長 これは演習場交付金ですので、その貸付そのものとは異なったものなので、触れることはないのだろうというふうに考えてございます。

向山委員 今回知事の名前が出ている。しかも全国に発信をされる場で、このことを出したというのは、相当な決断と勇気と意気を持って発言をされたのではないかなど、私は個人的に勝手に思料していました。それはこの差額の17億8,000万円という、本来であれば富士急のこの賃料の差額と同額分のこの金額があると。ここに知事は財政的な価値を見出して、発言をされたものではないかなというふうに思料していましたが。今、林務長の御答弁からいいますと、そこを見直す可能性はないということ、御答弁として理解してよろしいでしょうか。

金子林務長 そのような話は知事からは聞いてございません。

小越委員 1つ、私は資料要求をしたいんですけど。6,600万円のことにまた戻るとはんですけど、今改めて見たら、この業務委託契約書のところに「住民訴訟対象県有林貸付業務の検証のための調査が設置された場合には」と書いてあるんですけど、たしかその検証委員会は、あした設置と部長が言ったと思うんですけど、でも先ほどもう業務を進めているということで、1月8日だから、1月8日から今までに、この目的よりも設置される前にお金を出してしまっているということですか。

市川総務部長 設置の告示は本日でございます。この契約書に書いてありますのは「設置された場合には」ですから、1月8日の時点では、まだ設置されていなかったと。ただ、いずれにしても、この仕様書に書いてあるような論点については、調査していくというようなことで、もう1月8日から調査の作業には入っていただいているということでございます。

小越委員 済みません、私の読み方が違うわけではないけど、これは検証委員会が設置されたらやる話で、業務委託を契約したと思うんですけど。先ほどおっしゃったみたいに、裁判のことも、それから検証委員会のことも含めてやるというふうに何か変わっちゃったんですけど、今回設置される検証委員会の設置根拠、附属機関がわかる要綱があったら出していただきたいんですけど。

これによると、3月31日中間報告だけど、検証委員会はもっと続くということなんですよね。となると、検証委員会はもっと続くとなれば、先ほど言ったみたいに、お金がもっと出ていくということ立証することになっちゃうので、この調査業務委託契約書、これをそのまま読むと、まだ設置されていないのに、お金を執行してしまっているのはおかしいのではないかなと思って。だから、ここは1月8日から今までの分はマイナスなのか、やっていないのか、払わなくていいのかというふうに思うんですけど、いかがですか。

市川総務部長 今、委員のほうは1条のところをごらんになっていますので、1条で御説明申し上げますと、(1)のところは、住民訴訟対象県有林貸付事務の検証のための調査でまず切って、その後に括弧が開かれて、委員会が設置された場合には検証委員会のための調査を含むですから、検証委員会が設置されなくても調査というものは存在します。

小越委員 その検証委員会は、あしたから始まるというんですけど、その検証委員会の要綱、スケジュールなどがあったら教えてほしいんですけど。この裁判の追行のために900時間のほかにも、検証委員会の分も含めてこの6,600万円だと思ってしまうんですけど、検証委員会のスケジュールですよね。いつごろどんなことをするのか、何人集まるのか、3人しかいないのか。そのスケジュールとか、そういう要綱みたいなのがあったら資料でお願いしたいんですけども。

市川総務部長 検証委員会で現在想定しております業務につきましては、過去の賃料算定及び貸付業務の適正性の確認、そして未来に向けた適正賃料や事務手続等のあり方ということでございます。本日の告示でございますけれども、委員の任期につきましては、令和3年2月1日から令和4年1月30日までというふうにされてございます。

小越委員 あるんだったら配ってもらえませんか。今たしか令和4年といいましたよね。令和4年というところまで、この5万円のお金が出ていくということになるんですよ、5万円の単価で。

市川総務部長 検証委員会は、そこで設置されるんですけども、これはあくまでも検証のための調査業務なので、3月31日までの契約となっております。

小越委員 では、検証委員会のメンバーは、この3人ではなくて、ほかにあるのか。その検証委員会のメンバーの方たちは、そのお金、費用弁償というか、それはこ

の6,600万円とは別枠であるということですか。

市川総務部長 検証委員会の委員については、告示にもありますように3人とさせていただいてございます。検証委員会は、条例に基づく附属機関として設置しておりますので、その並びもとりまして、日額9,800円支出させていただくという形になってございます。ですので、来年度以降、検証委員会が続くとなりましたら、それは、まずは検証委員会の日当という形で日額9,800円をお支払いしていくということをごさいますして、必ずしもこの調査委託業務が来年度も契約するということまで決まったものはございません。

小越委員 ということは、ほとんどこの6,600万円は裁判追行のためのお金であって、検証委員会は1日9,800円、これとは別枠だということになりますと。でも、検証をする人も調査する人も同じ委員ですよ。同じ人が資料をつかって、同じ人がそれでどうだどうだと話をする検証委員会っておかしくありませんか。出す人と検証する人が同じだったら、検証委員会にならなくなってしまいますよね、調査する人が同じだから。ではこの中の委託契約書が少しよくわかんないんですけど、まずは検証委員会の設置した要綱とかありますよね。何月何日まで幾らでするとか、それをまず資料で出していきたい。

市川総務部長 本日付で告示しました、その内容については、後ほどお配りしたいと思います。

皆川委員長 今できるの。

市川総務部長 公報自体は今手元にごさいますので。ただ、もちろんきょう告示していますので、それはすぐ御用意できます。今戻ればありますので。

皆川委員長 要綱もあるの。

市川総務部長 いや、本日今手元にはないんですけども、告示は御用意できます。

皆川委員長 要綱は。

市川総務部長 要綱というのは特段、今の時点ではございません。

皆川委員長 では、今の小越委員から要求がありました、要綱も入れて資料について、委員会として資料要求いたしたいと思いますが、異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、これを要綱も含めて出してください。いつまでに出せますか。

市川総務部長 公報の写しは、すぐきょう中にでもお出しすることはできます。ただそのないものはちょっと。

皆川委員長 要綱は出せないということだね。

小越委員 要綱はないということ。要綱はなくて、ただ集まってではどうでしょうか

と。それはないと思うんですよ。何をやるのか。この委員会、附属機関に何を委託して、何をやって、いつまでにやるのか。それがなかったら検証委員会で何をやるかわからないのではないですか。だから、先ほど言ったみたいに、この契約書でやる人たちが、調査した人が同じことを、調査した人と検証する人が同じ委員だから。何か第三者がやるのであればいいですよ。ではないんだ、同じ人がやるんだもん、おかしいんじゃない。

保坂行政経営管理課長 本日、山梨県公報に載ります。山梨県公報が正式に皆さんにお配りできるのは夕方になってしまうんですが、私のほうにその公報の原稿がございますので、それだったらすぐお配りできます。それがまず1点目です。

その中に、担任する事務、何をやるのかが書かれております。それはきょうの公報に載るんですけども。それについて甲府地方裁判所の住民訴訟の損害賠償請求義務づけ請求事件において対象とされている県有林の貸付業務に係る手続の適切な検証等に関する事務、これを担任する事務で、委員は3人、委員の要件は弁護士、委員の任期はきょうから令和4年1月31日までという、そういう公報で告示を出します。これでよければすぐにお配りをさせていただきます。

皆川委員長 とりあえず、きょう中に出してください。これが終わったら。

渡辺委員 自分の質問に入るまでに、今小越委員の質問の中で、新たに検証委員会をつくって、規定に従って日当を支給するという話ですけども。そうすると、足立弁護士は顧問契約があって、訴訟委任契約があって、先ほどの6,600万円の業務委託契約があって、かつこの検証委員会の日当もと、4重の契約になっているという、そういう理解ですか。

市川総務部長 形としてそういう形になります。4つ契約をさせていただきました。

市川総務部長 より正確に言いますと、検証委員会のほうは契約ではなく委嘱という形になりまして、委嘱に基づく報酬をお支払いすると、こういう形になります。

渡辺委員 6,600万円のときの時給は5万円で、委嘱されると日当9,800円ですけども、足立弁護士はもう、それで問題ないという形でのよろしいんですね。

市川総務部長 日当9,800円というのは、御承知の上で引き受けていただくという形になっています。

渡辺委員 県がいかにかに足立弁護士を信頼して、全てお任せしているんだなという感想を持ちました。

少し質問は変わりますけれども、本日御提出というか、先日ですかね、御提出いただいた澤野不動産鑑定士の会計書類について、何点か御質問させていただきたいと思います。

先日参考人で澤野鑑定士がいらっしゃったときに、澤野鑑定士の認識の中では、鑑定評価書、意見書だとおっしゃいますけれども、これはもう裁判所に提出するという認識だったというふうにお伺いしましたけれども、県のほうとしては、嶋内鑑定士にお願いしたものが唯一の鑑定評価書でというような御説明でしたが、矛盾すると思うんですけども、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 澤野不動産鑑定士に依頼したものは、鑑定意見書でありまして、矛盾するものではありません。

渡辺委員 普通に専門用語でいうと鑑定意見書とおっしゃられて、要は裁判に臨むに当たっての参考資料としてというような答弁もあったと思います。ただ、澤野鑑定士は、いや、これはもう裁判所に提出されるものだと思って仕事をしていたという認識だったと思うんですけれども、どこにそごが生まれてしまったんですか。

金子林務長 それは裁判の証拠として出すか出さないかというのは、訴訟追行上の判断によるものですので、その認識の違いだと思います。

渡辺委員 それでは、本日提出いただきました資料によると、澤野鑑定士への業務契約書を見ると、業務名は、住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務ということになっておりますが、今まで県のほうでは、澤野鑑定士のものは不動産意見書で、嶋内鑑定士のものは、県が唯一取った不動産鑑定評価書というふうに御説明いただいておりますけれども、これは嶋内鑑定士の業務契約書にも業務名は同じなんではないですか。澤野鑑定士と嶋内鑑定士の業務契約書の業務名は同じなんではないですか。

小沢県有林課長 業務名は一緒でございます。

渡辺委員 もう一つ、この成果物なんですけれども、この仕様書に、契約書についての仕様書によると、やはり成果物は鑑定意見書なんですよね。確かに鑑定意見書、これは嶋内鑑定士も鑑定意見書という記載はあったんじゃないですか。

小沢県有林課長 嶋内不動産鑑定につきましては、鑑定意見書となっておりますけれども、これは誤りだということで、修正をしています。

渡辺委員 誤りなんですか、契約書が。そんなばかな話はないでしょう。

皆川委員長 暫時休憩します。
先ほどの資料を休憩の後で出してください。再開は35分に再開します。

(休憩)

皆川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を継続します。
委員各位に申し上げます。執行部から資料の提供がありましたので、事務局から配布いたします。

保坂行政経営管理課長 お手元に山梨県公報と書かれている紙をお配りさせていただきました。なお、この紙なんですけれども、夕方に本来紙として配布、それからインターネットに載せるものになります。今まだうちの課に届いている段階のものなんですけれども、御提供させていただきます。

ここの山梨県告示第22号に基づいて、先ほど申し上げたとおり住民訴訟に係る検証委員会ということと、それから担当事務ということで、甲府地方裁判所、平成29年ここの住民訴訟事件において対象とされている県有林の貸付業

務に係る手続の適正性の検証等に関する事務ということ、委員の定数は3人、弁護士が委員の要件、委員の任期は2月1日から令和4年1月30日まで、これは告示で、1年以内のものは告示で設置ができるということになっているので、1年以内ということになっています。所管課は、行政経営管理課となっております。

小沢県有林課長 先ほどの渡辺委員の御質問に対してお答えさせていただきたいと思います。嶋内不動産鑑定士に発注しました契約についてでありますけれども、令和2年6月22日付で締結をしております不動産鑑定評価業務契約書の成果品につきましては、仕様書で鑑定評価書と表示しておりましたが、本件は不動産鑑定評価書の取得を目的とすることから、成果品は書面を取り交わしまして、不動産鑑定書とする内容の連絡を嶋内不動産鑑定士にしております。

契約金額につきましては、契約締結に先立ちまして、嶋内不動産鑑定士が作成しました報酬見積金額も不動産鑑定書作成に係る経費であることから、成果品の表示修正に伴う変更は生じないということでございます。

これを受けまして、7月15日付で嶋内不動産鑑定士から、業務の目的と範囲等の確定に係る確認書というものが提出されております。その中で、今回の調査内容につきましては、不動産鑑定評価基準にのっとり鑑定評価書を提出しますという確認もとって、先方からも書面をいただいているところであります。これが9月に成果品として提出され、検査を受け、こちらの要望の鑑定書が最終的に成果品として上がってきたという経緯でございます。

渡辺委員 説明をお伺いしても、なかなか比較できないと難しいと思いますので、改めて嶋内不動産鑑定士の会計書類、澤野鑑定士のものと比較できるようなもの、そして今課長が御説明になった確認書等も含めて、委員会として資料要求していただきたいと思います。委員長、お願いします。

皆川委員長 今、渡辺委員から要求がありました資料について、委員会として資料要求することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 それでは、よろしく申し上げます。

渡辺委員 それでは、また比較の話は別の機会にするとしまして、先日、またこれも提供いただきました裁判資料の準備書面の中で、被告準備書面11で、その4ページ、もしくは8ページに準備書面の中で、平成9年1月1日を価格時点とする不動産鑑定評価の準備中であるという記載がありますが、これは森林環境部として準備中ですか。

小沢県有林課長 準備中でございます。

渡辺委員 ちなみにこの不動産鑑定業務は、もう嶋内不動産鑑定士と契約しているんですか。

小沢県有林課長 今後の訴訟追行をしていく上で、支障が出るおそれがありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

渡辺委員 　では、聞き方を変えます。嶋内鑑定士に対しては、乙45号証の不動産鑑定評価作成依頼に関する報酬以外に、支払っているものはあるんですか。

小沢県有林課長 　ございません。

渡辺委員 　では、改めてお伺いします。乙45号証の不動産鑑定評価作成に関する報酬以外に、嶋内氏本人、もしくは所属事務所、嶋内不動産鑑定士が役員を務める会社・団体などに、報酬、対価、費用の名目を問わず、山梨県から支払っている、または支払いを予定しているものはありますか。

小沢県有林課長 　訴訟追行をしていく上で支障が出るおそれがありますので、コメントは差し控えさせていただきます。

皆川委員長 　これは差し支えないのではないかな。訴訟追行上関係ない。
林務長、答えてくれる。

金子林務長 　勉強会の旅費の支出もあるようですが、ちょっとそこははっきりしませんので、また後日御報告させていただきます。

皆川委員長 　勉強会。

金子林務長 　済みません、意見をまとめるために来ていただいたときの旅費でございます。

渡辺委員 　ちょっと不正確ですので、改めて資料要求させていただきたいと思います。
嶋内不動産鑑定士に対して、乙45号証の不動産鑑定評価書作成に関する報酬以外に、嶋内鑑定士本人、もしくはその所属事務所、嶋内不動産鑑定士が役員を務める会社・団体などに報酬、対価、費用の名目を問わず、山梨県から支払っている、あるいは支払いを予定しているものはあるかということについて、執行部に対して資料を要求いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

皆川委員長 　渡辺委員から要求のありました資料について、委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 　それでは、要求をお願いします。
そのほか、提出されました資料についての質疑はありませんか。

小越委員 　済みません、先ほどの公報の話なんですけど、令和4年1月30日までで、担当事務がここに書いてありますけど、やっていただくことは、先ほど、どなたかの質問のときに、このお願ひしている6,600万円の仕様書と同じだと聞いたんですけど、同じことを、この担当事務検証委員会にお願ひするということなんです。違うものがあるんですか。要綱がないからわかんないんですけど。

市川総務部長 　調査業務委託の仕様書にありますのは、過去の賃料算定及び貸付業務の適正性の確認や、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方、そしてその上で上記を踏まえた検証委員会の資料準備ということになっているところでございます。

小越委員 だから、検証委員会は何をするんですか。

市川総務部長 先ほどの調査の内容を議論されることもありますけれども、まずは訴訟を進行していくのに当たって、県に損害賠償請求等を行うよう求められた対象者の責任の有無ですとか請求額について、手続を含めて詳細に検討していくということに加えて、個人責任に片寄らずに算定方法が誤った前例を踏襲し続けてしまったこと、あるいは意思決定のあり方など、システム的な問題なども検証し、改善策をまとめていただきます。さらには、未来に向けた適正賃料及び事務手続等のあり方も検討していただくことを想定してございます。告示に基づく担任事務は、ごらんのとおりでございます。

小越委員 結局、検証委員会とこの6,600万円は同じことをやるだけですよ。同じ人が。同じ人が同じことをやって、片や5万円でこちらは9,800円だけ。だったら、この検証委員会がなくなっても同じではありませんか。だって、同じことをやるということだから。それで何をやるかが、いま一つわからないのに、この検証委員会をやるのか。この自作自演というか、同じ人が同じことをやって、こちらは資料を出してこちらは、はいはい、そうでございますよと、同じことを2度やって、この検証委員会は検証にならないと思いますよ、これじゃ。ということをお聞きします。

それから違う話で、先ほど渡辺委員からもありました澤野鑑定士の鑑定の話なんですけど、なんか毎回衝撃的な発言があって、だんだんどうなっていくのかと思っているんですけど。先ほど澤野鑑定士のところに、住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務というふうに書いてあるんですよ、澤野鑑定士の業務委託のところには。それは不動産鑑定評価業務等ということは、不動産鑑定をお願いしたということではないんですかね。不動産鑑定もお願いした、依頼は。ということですよ。

小沢県有林課長 先ほど御説明しました仕様書に書かれておりますように、鑑定意見書をお願いしたものです。

小越委員 私がもらっているこの請求書というところには、御請求金額の業務名は、住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務というふうに、澤野鑑定士にも書いてあるし、同じように嶋内鑑定士にも、住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務というもので、同じですよ、この業務の依頼は、業務名は。澤野鑑定士のものは、不動産鑑定評価等業務ということは、不動産鑑定もお願いしたんでしょう。だから550万円ではありませんか。

これ時間がかかっているかもしれないけど、嶋内鑑定士のほうは330万円で、澤野鑑定士は561万円、澤野さんのほうが多いんですよ。多分鑑定のほかに意見ということをつけてお願いしたから560万円かと思うんだけど、これでいけば、嶋内鑑定士だって同じように鑑定評価をお願いしたのではありませんか。だって、ここに書いてある。山梨県は澤野鑑定士にも住民訴訟に係る不動産鑑定評価等業務をお願いしていますよ。ではこれも間違いということ。561万円は不正にお願いしたということですか。

金子林務長 成果品としては不動産意見書というのは、課長が答弁したとおりなんですけど、意見書をつくるのに鑑定という行為は必要になると思います。以前もこの委員会で答弁させていただきましたが、澤野鑑定士のほうの不動産鑑定、附属資料

としてついている不動産鑑定書につきましては、借地権の有無ではなくて、借地権割合を相当額の控除を行っている。これは一つには県有林において貸付における一時金を受領していないということ。さらには、地方自治法237条の2項の適正な対価によらない貸付が違法無効であるといった場合に、その割合の控除を行うことに疑義があると。加えて、国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金相当額の再計算が省略されている。これは具体的にいいますと、以前お出しした資料で、この富士急と県の不動産鑑定書の概要をまとめたものがございます。

これを見ますと、嶋内鑑定士の鑑定土地価格のところを見てもらうと、別荘単価というところですけども、平米1万1,240円で、これに対して澤野鑑定士のものは1万3,360円、これはいずれも別荘を現況の宅地として見た金額になるんですが、固定資産税相当額になりますので、基本的にその現況をもとにして、固定資産税相当額というのは必ず出さなければいけないんです。

それだけ見たときに、例えば富士急のほうの現況、日本不動産研究所でもいいんですけど、例えば富士急の隣の大和不動産鑑定2,270円で、これは山林価格になります。この価格が5、6倍になっている。5、6倍になっているということは、単純に考えて、この下から何行目かの所在市町村交付金額というのがございまして、所在市町村交付金額というのは、固定資産税相当額になりますから、これが今、澤野鑑定士のものが4,300万円、これは県が支出した額とまったく同じです。これは山林原野だとした場合の固定資産税相当額が4,300万円、たまたまその横に嶋内鑑定士が出した1万1,240円の単価で出したときの所在市町村交付金相当額が2億7,200万円、大体これは何倍かになるわけですね。当然宅地なのか山林なのか。この所在市町村等交付金については、必ず土地価格と連動してきます。そうすると、澤野鑑定士のものが4,300万円のままで、現況で1万3,000円の評価をしていて、所在市町村交付金が4,300万円ということは、これはないので、少なくとも2億何千万円かにはなると。

そうすると、当然この6億4,000万円というのは、それだけでもう2億円、3億円上がりますから、これが適正な賃料ということで、外にお出しするようなものではないということが御理解できると思います。

白壁委員 林務長は、何、鑑定士。鑑定士の資格持っているの。ちょっと聞きたい、先に聞きたい。

金子林務長 鑑定士ではございませんが、所在市町村交付金、いわゆる固定資産税の評価は、法的に……。

白壁委員 鑑定士でなければ、鑑定士が出したものを否定するということは、澤野鑑定士が来られたとき、私は弁護士です。鑑定士でもあります。正しい評価のもとに私は今回の鑑定書を提出しました。皆さんはおわかりのとおり、表のところに意見書と書いてありますけど、裏のところに鑑定書がついています。私は、これは正しいものとして提出しましたと。これを全否定するということは、これは大変なことだよ、逆に言うと。鑑定士協会に訴えて、澤野鑑定士のライセンスを剥奪できると思うよ。今言っていることは。

片や、嶋内鑑定士のものが、これは間違いなかった。要は都合がいいものを正しくして、都合の悪いものを否定してということなんだよ。これはちょっと言い過ぎだと思うよ。これは議事録に全部残るんだけど、大変なことを言っていると思うんだけど、どうですか。

金子林務長 鑑定書をごらんになっていただければわかると思いますが、所在市町村交付金については、澤野鑑定士は算定をしておりません。県の出したものをそのまま使うというのを、鑑定書にも書いてありますが、はっきりと出したものを使うということを前提に金額を出しましたということで、その鑑定書のつくりとしては、全く違法なものではないんですが、それによって導き出された金額を、そのまま使うことができないという意味でございます。

小越委員 そこは、白壁委員と同じでね。仕様書には目的、原告が主張する適正賃料を下回る額であるかの検証、令和3年度の料金改定に伴う恩賜県有財産貸付料適正化調査の基礎資料が、この澤野鑑定士がお願いした仕様書に書いています。鑑定事項として、平成29年4月1日時点における対象不動産の適正賃料、本件事案に係る適正賃料評価の考え方、丙第4号証、富士急の不動産鑑定書に対する意見、訴訟内容については検討、質疑等に対応。これは、澤野先生の話聞いて思ったんですけど、この裁判追行するに当たっての鑑定とは何ぞや、これからどういうふうにしていったらいいのか、考え方を仕様書でお願いしているわけですよ。

今、林務長が言った借地権とか固定資産税のことなんか、一つもお願いされていないわけですよ。県からこうしてくださいなんて、ないんですよ。ここは純粹に、多分その当時の藤田弁護士から澤野鑑定士、またそれから当局は藤田弁護士から現況価格でいきましょうと。現況価格とは何ぞやということ、真摯に向き合って、澤野鑑定士にお願いした。澤野鑑定士は、現況価格でいくと、藤田弁護士もそう言っていた。そして出てきたのが、この考え方はどうしたらいいとか、包括的に書いてあるわけですよ、澤野鑑定士は。これからどうやって考えていったらいいのかと、そこをお願いしてくださいというふうに頼んでいるんですよ。出てきたものが自分たちの意に沿わないからボツにするって、それはね、本当にね、県が自分の都合の悪いものは排除するということですよ。

少なくとも、百歩譲っても、この澤野鑑定士の鑑定書以外の意見書をなぜ裁判所に資料として出さなかったんですか。鑑定書はともかく意見、考え方がありますよね、澤野鑑定士が考えた。成果品として意見書があるんだから。意見書をどうして裁判資料に出さなかったんですか。

金子林務長 意見書に記載してございます本件土地の適正賃料の鑑定評価に当たっては、造成、開発前のいわゆる素地価格とせず、本件土地の現況を所与とすべきものと思料され、県のこの点に関する主張は妥当ではないと。この考え方を使って準備書面等がつくられてございます。

小越委員 藤田弁護士から足立弁護士にかわったときに、考え方が変わったわけですよ。藤田弁護士と澤野鑑定士の考え方は、現況価格でいくべきだと。この澤野鑑定士のところも、先ほど言った固定資産税のところは、これは疑義があるし、もっと考えなければならぬということが書いてありますよ。これを外せと書いていませんよ。今これでいいのかどうか、もっと考えましょうと書いてありますよ。どうしてこの意見書を採用しなかったんですか。少なくとも鑑定書はボツにしたけれども、この意見書の考え方をしなかったのは、困ったからでしょう、交付金のことで困るから。

それは、県の都合でこれをまずいと思って変えたんだと私は思うんですよ。この前、私が推測の話をしたんですけども、この澤野鑑定士の不動産鑑定書、

意見書をなきものにして隠したということですよ。561万円も使って、自分の都合が悪かったら、これはなかったことにすると。裁判にも出さない。住民訴訟にかかわるものを出してくださいと、お金を使っているんですよ。これは隠蔽したのと同じことになるんですよ、裁判所に対して、山梨県民に対して不当にお金を使ったことになってしまうんですよ。

私は、この澤野鑑定士の考え方を、少なくとも裁判所に提示することはできたと思うんですよ。でも、そうすると、先ほど言った借地権の嶋内鑑定士の話がつじつま合わなくなるからやめたんだと思うんです。

準備書面のところで、7月29日のときに、藤田弁護士に交代したときに、令和元年8月30日付で準備書面のところに、被告は、住民訴訟の法的意義を踏まえ、透明性の確保と県民に対する説明責任に配慮した訴訟追行をする所存でございますと藤田弁護士は述べています。7月29日、知事室で、適正な価格、賃料の算定方法について意見交換をしております。そのとき知事は何て言ったんですか。

金子林務長 今、手元に何もないものですから、そのときに何を言ったかは、済みません、お答えできません。

小越委員 9月10日に、知事室で鑑定意見書、澤野鑑定士への依頼内容について話されていると、この一覧表に書いてあります。このとき知事は、何を言ったんでしょうか。澤野鑑定士へのこの鑑定依頼に知事は何と言ったのですか。

金子林務長 済みません。正確には覚えていませんが、澤野鑑定に関しましては、これを裁判所に出すか出さないかというところは、訴訟追行上の大きなテーマでございますので、そのときの判断ということでございます。

小越委員 多分、藤田弁護士、県から依頼を受けて澤野鑑定士は、本当は3月16日に完了する予定になっていた。この2回更新していますよね。だけど、コロナがあってできないと。2月28日の準備書面で、藤田弁護士は知事の裁量があるのではないかと論述しています。適正な価格は、唯一の金額が適正な価格として存在するわけではないと。契約に定められた賃料の額をもって、直ちに地方自治法2条14項に反し、違法となるものではないと藤田弁護士は陳述しているんです。これについて知事はどう思ったんでしょうか。

金子林務長 済みません、知事がどういうふうにしたかを、私が答弁することはできません。

小越委員 そうなんですか。だって知事と話をしているでしょう、ずっと。知事レクしていますよね。藤田弁護士とのやりとりを知事に報告しないでやったから、多分知事は怒ったんでしょう。知事が自分の意見と全く違うことを言っていると。地方自治法違反ではないと。これは契約の金額と賃料は違うと。賃料は裁量権があると藤田弁護士が言った。だから、知事のげきりんに触れてだめだと言った。だから交代というか、更迭というか、本人の合意のもとと言っていますけれども。

4月2日に、知事から住民訴訟の連絡の徹底とあるんですよ、ここには。住民訴訟の連絡の徹底。知事からどういう徹底が誰に行ったんですか。誰に指示したんですか。

金子林務長 4月2日のこのメモを見ますと、総務部への指示ということでございますので、私にはちょっとわかりかねます。

市川総務部長 私も着任して早々でしたけれども、この住民訴訟に関しては非常に重要な案件であるということで、私に対してもこの住民訴訟案件については、知事にしっかり上げるようにというふうにも言われております。また別途、総務部の職員が言われているので、そちらに譲りたいと思います。

小澤総務部理事 4月2日につきましては、知事室におきまして、私のほうに、本年度の訴訟進行についてはしっかりと報告するように、知事から御指示がありました。

小越委員 ということは、藤田弁護士のとときに報告がなかったということですよ、きっと。知事がだから怒ったと。藤田弁護士は、勝手にという言い方はないけど、地方自治法違反ではございませんと準備書面でも言っている。知事の裁量があるのではないかと言っている。そして、それは困るからということで、しっかり知事に報告しろと、4月2日になっている。4月23日に、再び適正な価格の追求、藤田弁護士の論述は不適切と検討が始まったんでしょうね。5月14日に、澤野鑑定が完成されますけれども、これがほとんど無視されていく。澤野鑑定を差し置いて、6月2日、藤田弁護士もいるのに、どうして足立弁護士と契約をしたんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士の専門性に鑑みて、訴訟代理人の体制のより強化ということで、足立弁護士に入っていたいたということになっています。

小越委員 藤田弁護士と若干一緒にやっていますけど、藤田弁護士がおやめになったのは、足立弁護士が着任したからですか。それは関係なく、どうしてやめたんですか、何回も聞きますけど、どうしてやめたんですか。

市川総務部長 その経緯を申し上げますと、訴訟代理人として体制強化のために、先ほど課長が申し上げたとおり、足立弁護士を加えたということでございます。その後、他の訴訟代理人が辞任したと、これが経緯でございます。

小越委員 辞任したのか、みずからやめたのか、やめてもらったのかわかりませんが。前回いただきましたけど、6月4日のメモ、今までの話を聞くと、メモはあるわけですよ。先ほどの向山委員の話でもありましたけど、後藤前知事のと時の話のメモが出てくるんですよ。後藤前知事のと時のものはあるんですよ。何で今のものがないんですか。

知事が経過について報告するというので、いつ出てくるか、私はすごく期待しているんですけど。6月4日のメモ、前回も指摘しましたが、嶋内鑑定士に知事の澤野鑑定の疑問を伝えてあると書いています。知事が既に澤野鑑定書を見て意見を述べているわけです。これではだめだと。

12月18日の特別委員会の向山委員の質問に、澤野事務所に知事が意見を言ったり働きかけはしていないのか、嶋内鑑定について知事は関与しているのかと、向山委員が質問したときに、金子林務長は、私の知っている限りございませんでしたと答弁しています。でも、市川総務部長は、澤野鑑定を採用しなかったのは知事の最終判断、6月4日メモによると、知事は澤野鑑定の疑問点を嶋内鑑定士に伝えている。私が質問すると、金子林務長は、借地権を認めているかどうかだと。たしかメモに、知事が貸した途端に下がるのはおかしい。

林務長が、割60%プラス、権利金とメモありと。

知事の意向で、澤野鑑定が排除され、嶋内鑑定が知事の意向に沿ったものになっていった。第一、嶋内鑑定士は、原告側のアドバイスをして報酬をもらっているんですよね。原告側というのは、違法無効だということの原告側のほうにアドバイスをしている。その人が同じように、嶋内鑑定士がなぜか知事の意向のとおりやってきたわけですよ。

だから、不動産鑑定士協会の方が、参考人が言っていましたけど、依頼人の意向に合うような鑑定をしてはいけないと。そういうことはできるんですかと聞いたら、それはできませんと言っていました。だけど、先ほど林務長が言ったみたいに、澤野鑑定士のものはこちらで固定資産税が、所在市町村交付金が入っていないから、だからだめだと。こっちの意向に沿わないから、この鑑定書はだめだからと。そういうことをしてはいけないと、不動産鑑定士協会の方が言っていました。不動産鑑定士がやっていいわけではないと。だけど、県はそれを意図的に嶋内鑑定士に言って、変えてもらったんでしょ。澤野鑑定士ではだめだということじゃありませんか。ここまで違いますか。どうですか。

金子林務長

今おっしゃっています6月4日というのは2つありまして、1つは、テレビ会議で藤田弁護士等と行われたもの。これは行政経営管理課等が入ったもの。同じ6月4日で、知事室でやっているのは、総務部長と私も入っているもので、ちょっと前者のところの内容がよくわかりませんが、伝えたとか伝えていないというのは、多分その前のところのメモではないかと思うんですね。

6月4日のこっちの下のほうですね。これに関していいますと、やはり借地権割合相当の控除を行うのは適当ではないというのは、県全体、私どもも知事も含めての判断でございます。

小越委員

これ以上言ってもあれですけど、知事の意向に沿わないものは排除して、知事の意向に沿ったものだけを取り入れてつくり上げてきたと、今までの話を聞くと、そう思うてしまうんですよ。そうとしか考えられない。こんなに急に変わるのには。

後藤前知事のときに、このメモらしきこの一覧表が出てきたわけですよ。かなり前ですよ。だったら、去年、おとし、つい最近の議事録、会議録がないわけじゃないじゃありませんか。

先ほども聞いたら、それは私が言っていないとか、こう言われましたってあるわけですよ。今私たちがしゃべったってみんな記録していますよ、後ろでみんな。みんなメモをとっていますよね。私もとっていますけど。とっていないわけではないんですよ。知事が何て言ったのか、知事の意向に反してどうしたのか、明らかにしていただかないと。適正賃料は裁判所に任せればいいかもかもしれない。だけど、こうなってしまったときに、大きないろいろな問題があることがだんだん出てきているではありませんか、次々と。6,600万円もそうですけど。それをしっかり明らかにしないと、県民はね、県庁を信用できなくなってしまう。そこをはっきりしていただきたいと思います。

なので、私、再三言っておりますけど、いつ出てくるかわかりませんが、この間の経過、誰が、どう言ったのか、会議録、メモ、メールもあると思います。必ず出していただきたい。再度お願いいたします。

猪股委員

済みません、確認だけさせてください。午前中の6,600万円の話なんですけどね、各委員から多くの疑義が生じています。なぜかという、この調査業務委託している弁護士3人と、足立弁護士を初め、これと公報に載っている住

民訴訟に関する検証委員会、この弁護士が同じですよ。先ほど小越委員が言われましたとおり、これは要は業務委託を請け負った、繰り返しですみませんけど、業務をした人と検証委員会の弁護士が3名ずつで同じであれば、する必要がないと思っていたほうが良いと。これは誰が最終的チェックをするのかということなんですよ。

我々の特別委員会としては、これは絶対的にこのまま素通しにはできない。これは公平、公正をどこで担保するのか。これだけはしっかりしてくれないと、何のためにこの特別委員会を開いたか、わからなくなる。それを肝に銘じていただきたい。このことに対して答弁をいただきたい。

市川総務部長 公平、公正にということにつきましては、もちろん検証委員会に求められるところがございますし、私どももそうした観点から委嘱ということで、先生方をお願いしているところがございます。それとは別に、本特別委員会の御審議についても、私どもとして訴訟進行上の話ですと、なかなかコメントしづらいところもございますが、できるだけ真摯に、審議に応じてまいりたいと思っております。

猪股委員 できれば、この検証委員会が隠されたものではなくて、中間報告等、また委員会のほうにも報告いただきたいし。これは委員会としての責任もありますから、ぜひともお願いしたい。答弁はいいです。

飯島委員 御説明がありまして、足立弁護士は体制強化のために採用したとはっきりおっしゃっていましたね。総務部長、重箱の隅をつつくわけではないですけど、本当にこれは大きな問題です。和解の件、提案理由の推移、体制強化の足立弁護士、今でもそう思われますか。

市川総務部長 当時、既に弁護士がいる中で、住民訴訟の増強のために追加したということでございます。ただ、そもそも論として、なぜ足立弁護士かということにつきましては、午前中の答弁でも申し上げましたけれども、多数の候補者の中から知事が本人との対話などを通じて、法律構成や実務、調査能力等々の観点から、最も総合力ですぐれているということで判断したということでございます。

飯島委員 足立弁護士の仕事ぶりとか、今までの経験とか、そういうことではないんですよ。体制強化という目的のために採用した足立弁護士の働きぶりは、この和解の件でどうですかと、私はそれを聞いているんです。

市川総務部長 働きぶりということでございます。私どもとしては、全く問題がなく、信頼に足る弁護士だと思っております。

飯島委員 これ以上やっても誠実な答えが得られないということで。
では、午前中も総務部長がおっしゃっていました提案理由については、わかりやすい表現ではなかったと。ここでわかりやすい表現をしてくださいよ。みんなにわかりやすいように。

皆川委員長 それは、あした執行部説明会があるから。その件に関しては、まだあるの。この件だよ。

向山委員 今、飯島委員からも話があったのですけれど、委員会でも要求していますが、

あした足立弁護士は、来ていただけるんですね。

市川総務部長 執行部説明会の足立弁護士の出席についてでございます。この委員会の場でも出席を求められているのは承知しておりましたが、現在も訴訟継続中で、裁判所から次回口頭弁論に向けた準備書面の提出を2月12日までに求められているという状況で、訴訟追行への影響も勘案して検討したいと存じますが、いずれにしても、あすにつきましては、足立弁護士は水戸家庭裁判所において、別件の審判事件に出頭することとなっております、出席がかなわないということになってございます。

向山委員 あしたの訴訟の関係もあって、県の2月2日に合わせて要望したので、出席はなかなか難しいところもあると思うのですが、2月11日に準備書面として書き上げた後、その部分についてもお答えできる範囲で、この委員会でお伺いすることも必要だと思います。

前回もお話しさせていただいたのですが、この和解の提案理由については、どう考えても足立弁護士の責任です。それは、もう一度言いますが、なぜかという、総務部長を初め、担当室長、課長は法的知識のない法曹ではない方です。その方が提案理由として法曹、弁護士の方に提案理由を、これでいいですかと投げて足立弁護士が返してきた。そこまでは裁判所のそのような異論とか指摘があるということは、思いもしなかったと、県は想像もしていなかったという状況ですので、全くもって足立弁護士の瑕疵だと、過失だと自分は思っています。

そこについては、議会に説明することは、県民に説明することだと思いますので、6,600万円の対価が適正な対価かは、それは足立弁護士の今後の姿勢で決まってくるんだと思いますので、ぜひ御出席をお願いしたいと思います。

これは言うつもりはなかったんですけど、この前の消防協会の和解について、あれは適切に東京高裁から和解の勧誘がなされてというペーパーも、県議会に、担当委員会のところに提示があったと思いますが、あれは細田弁護士が担当されています。

普通、言い方が悪いですね。弁護士の資格を持っている先生は、多分そう書くんでしょうけども、足立弁護士は弁護士の資格を持っているかどうかわかりませんが、持っているのであれば、しっかり来ていただいて、その弁護士の資格を持っていることも証明をしていただいて、しっかりとこの委員会から逃げずに、6,600万円の対価が適正と言われるように、知事と県民と県議会に恥をかかせないように、しっかり出てくるように強く要請をしていただきたいと思います。

皆川委員長 お諮りします。小越委員から要求がありました経過の資料について、委員会として資料要求をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 それでは、執行部お願いいたします。

向山委員 参考人。

皆川委員長 参考人については、あしたは無理だと言うから。

向山委員 参考人、2月11日以降に。

皆川委員長 2月11日以降、それは一応委員長に一任いただいて、参考人の要請させてもらうということ。

向山委員 逃げずに出てくるように、ぜひ言ってください。

皆川委員長 委員会で、足立弁護士の参考人としての招致をお願いいたしますけれども、よろしいですか。いいですか、委員の皆さん。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 そういうことで、異議ありませんので、ぜひ執行部よろしくお伝えください。一応この件につきましての質疑を終了いたしまして、次に2日間の現地調査を踏まえまして、県有地貸付全体についての質疑に入りたいと思います。先ほど、2日間行いました各地での県有地視察につきましての質疑をこれから行いたいと思います。質疑はありませんか。

※現地調査を踏まえた県有地貸付全体について

向山委員 2日間、この富士急行の関連する山中湖以外の土地も視察をさせていただきまして、総じて皆さんやはり、この県有地の将来のあり方というのは気にされている、もちろん自分たちの関係することですので、気にされているところだというふうに思います。

その中で、サンパーク明野さんと、あるいはスキー場等でもありましたが、必ずしも今のこの県有地の価格自体が安いとは思っていないと。サンパークは、県外の民間企業から借りているところのほうが安く借りられているとか、あるいはスキー場の話では、県外でも比較をすると県内は高いほうだということ。ちょっと調べていただいた資料等もあって、国有地で借りている他県の事例なんかを見ますと、そのことについて比較しても、山梨県が安いとはいえないような状況だなというところになっています。まず、ここの事業者さんの肌感覚あるいは比較をした中での高い、安いこの部分については、県当局としてどのようにお考えになっていますでしょうか。

金子林務長 感覚として高い、安いというのは、よくわかりませんが、県としては県民からお預かりしている財産でございますので、適正な対価で使っていただく、このようにしたいと考えてございます。

向山委員 その適正な対価とは何かということが、まさに今争われているところでして。そこについて、嶋内鑑定の手法等を適用すれば、まずもって素地価格でやっているところは上がるでしょう、価格が。そのときに、今コロナ禍もあって、この状況で経営をされている皆さんにとっては、本当に死活問題になる大きな問題だというふうに思いますが、この算定、基本的にこの検証委員会の結果いかんだと思うんですけれども、検証委員会で結果が出て、山林素地価格でやっているところは違法無効の可能性があるというこれまでの見解が、足立弁護士のもとで維持をされれば、恐らく間違いなく価格は上がると思います。そこについて、どのようにこれから丁寧に各事業者さんに説明をされていく、そういう

ようなお考えがありますでしょうか。

金子林務長 必ずしも高くないからというのは、それぞれの事情というか、状況に応じて算定しないとわからないというところがございます。いずれにしても、価格が変わるということであれば、これはそれぞれの事業者さんに丁寧に説明もしますし、その前に御意見なども伺いながら考えていきたいというふうに考えてございます。

向山委員 そうした中で、説明をもちろんするんですが、これから価格交渉だと思うんですが、1つだけ。先ほども資料のところ、この近隣別荘地の貸付料との比較という参考資料の中を見ると、このA4の中では、富士急、山中別荘、これが県から富士急行で貸付料が出ていて、富士桜高原別荘、これは勝山と大嵐の財産区からかな、富士観光開発に出ているもの。清里の別荘、エイトカントリーということで出ていて。富士急が県内の各別荘地で、各貸付は安いことなく転貸料も高いとはいえないと、ここに書いてあるんですが。この考え方は、安い低いの観点でいくと、ここの考え方は今でも県は変わっていないという考えでいいですかね。

金子林務長 済みません、御質問の意味がちょっとわかりづらかったので、もう一度お願いできませんでしょうか。

向山委員 先ほど高い、安いというのはなかなか言えないということだったんですが、この当時、平成28年当時、説明は平成29年だと思うんですけども、この近隣別荘地との貸付料との比較で、県内の別荘地は比較しても、この山中湖は安いことはなく、転貸料も高いとはいえないと言っているんですが、この認識は今でも変わっていないのでしょうか。

金子林務長 この意図は、見ていただければわかりますけど、財産区から貸しているところもありますけれども、基本的に県と同じ考え方。ほかのところ2つは県なので、要するに山林素地で貸していて、転貸料がこういうふうになっていると。要はここで言いたかったのは、富士急だけが特別扱いしているわけではなくて、全部同じですよということを示した資料だというふうに思います。

向山委員 今言っていただいてよかったです。ということは、富士急のこの価格が上がれば、ほかも同様に上がるということなんですよ、今言っていること、それですと。であれば、嶋内鑑定が適切になって、価格が20億円で設定をされた場合には、同じように、特に2番目の富士桜高原は県ではないんですよ。何が起こるかという、県が同じことをすれば、同様のことが県内のほかの場所でも、ほかの団体が貸しているところも、同じ手法を採用することの基準になり得るんです。富士観光開発が行っている別荘開発も、同じように価格が上がると。それだけの影響があるものだという認識は、もちろんあると思いますけれども、今後そこをどのようにこの検証委員会の議論を通じて、森林環境部として事業者の皆さんにわかりやすく明示をしていくお考えでしょうか。

金子林務長 基本的に、今、県の財産は県民からお預かりしているものですから、地方自治法237条2項の規定で、適正な対価をいただかなければならない。これはそのことによって、例えば値段が上がるとすれば、それは今まで安過ぎたということになりますし、それらのことについては、丁寧に説明をしていきたいと

いうふうに考えてございます。

向山委員

ぜひこの検証委員会の中の議論も透明化をして、これは総務部のほうだと思いますが、しっかり県民の皆さんに、どういう経過を経てこの賃料が決定をするのか、全体に波及するのかを、ぜひ見ていきたいというふうに思います。

その中で、先ほど澤野鑑定の部分でいったら、どうしてもここはちょっと澤野鑑定士の見解と違うので、確認をしたいんですが。まず借地権割合相当額の控除についてなんですけれども、澤野参考人に質問させていただきましたが、少し読ませていただきます。

「本県賃貸借は間違いなく旧借地法、それから現在の借地借家法の適用のある借地権です。その借地権である場合の継続賃料ですね。新規に貸すわけではありませんので、契約が継続している間に、引き続き賃料の増減を請求する場合の規定というのが、借地借家法の11条にございます。この規定に基づいてしか増減請求の金額は算定できないという前提になっています。そうしますと、継続している借地の場合の賃料は、当然借地権というのは賃貸借契約が行われて、借地借家法の適用がある場合には、これは借地権という規定がありますが、この借地権について、何が社会の経済価値が発生しているというのが、これはもう異論がないほど、日本全国の裁判所、どこをとっても異論がないほど認められていることです」と。

澤野鑑定士は、どこの裁判所でも異論がないことを認めているけれども、山梨県としては、この借地権控除割合については、どこの裁判所がどう言おうが、山梨県だけは借地権がないと、一時金がなければ。この法律の専門家、不動産鑑定士の両資格を持っている澤野先生がこのようにおっしゃっていても、県としては揺るがない事実として決定事項としてでよろしいでしょうか。

金子林務長

1つ誤解がないように。旧借地法、借地借家法に基づいて貸していれば、その借地権がないということはないんです。ただ、その借地権割合相当額の控除を行うのか、行わないのかということに関しては、これは行うべきではないと。

先ほど一時金の話ももちろんそうですが、そもそも地方自治法237条2項の適正な対価によらない契約だとすれば、そもそもが、もしそれが無効になるとすれば、その場合の借地権相当額の控除を行うということに、大変疑義があるということだと思います。

向山委員

ちょっと論点がずれたんですけど。今まさに林務長のおっしゃったそのとおり借地割合控除について、この借地権について何が社会の経済価値が発生している。この部分について、借地権があれば、経済的価値がついていると。これはいわゆる、何で控除するかという答えとして、澤野鑑定士は、どこの裁判所でも異論がないほどそれは通説だと。これを山梨県は否定をするという。その根拠はなぜ、どこの判断基準をもって、専門家がそう言っているところを否定されているんですか。それはどこが法的に成り立たない、必然的な結論として導き出されたんでしょうか。

金子林務長

その澤野鑑定士のおっしゃっているところが、どこに根拠があるのかということもよくわかりませんし、法的な議論ということになれば、これはこの場でお答えは控えさせていただきますと思います。

向山委員

澤野鑑定士が根拠としておっしゃったのは、平成の初めのころに、借地法の改正に本人が携わっています。専門家委員会として、政府の。本人が法律改正

をしています。借地借家法の改正、平成10年前後だったと思うんですけど。その際にも、本人は政府の専門家として国会に呼ばれて、本人が委員会で発言をされています。本人は借地借家法の専門家という自負があります。そのプロの先生が言っている借地権控除割合の相当額を控除するということを否定する、その県の根拠はどこにあるかということなんです。

参考人をただ呼んでいるだけじゃなくて、特別委員会では、それぞれの立場のある先生に来ていただいて。みんな素人ですから、あくまで澤野鑑定士のその専門的な地位とか、これまでの御経験に即したものを、それによるしかないんですが、そう言っている方のほうが説得力があるように聞こえてしまうんですよ、どうしても。これを県民の皆さんにわかりやすく、そうではなくて県のほうが正しいと言うんだったら、なぜ澤野鑑定士のものが否定をされて、そっちになるのかという、その根拠がなければ、正当性を主張できないと思うんですが、いかがでしょうか。

金子林務長 澤野鑑定士とそこを直接お話していないのでわかりませんが、例えば民有地と公有地の違いなど、さまざまな条件の違い、場所の違いなどがあるのではないかと考えます。

向山委員 なぜ話をしなかったんですか。なぜ澤野鑑定士と話をしなかったんでしょうか。澤野鑑定士に対して五百何十万円のお金を払って、県の方向性を得るために意見書をいただいているわけですよ。それをなぜ専門家の先生とお話をする機会があるのに、県はこう考えるだけけれども、こうではないかと何で議論しないんですか。県民の税金を使ってやっているんですよ、500万円を。林務長のお金でなければ、議会のお金でもないんですよ。県民のお金でやっているものに対して、もっと真摯にやらないと、それこそ将来に禍根を残しちゃうと思うんですよ。だったら、なぜこの問題が今あるというふうに思っていたら、県はそう判断しますと。何で澤野鑑定士と話をしなかったんですか。

金子林務長 澤野鑑定士には、一番私どものポイントだったのは、現況で評価すべきなのか、それか山林素地で評価すべきなのかということで、現況によるのが適切というような御判断をいただいたところです。その後、その意見書をいただいて、業務とすると、それをいただいたところで一度終わるわけですよ。ここについて、鑑定士の意見とのすり合わせ、もしその後するとすれば、時間もかかるということもありますし、内容が私どもがおかしいと思っているものであるとはいえ、一度提出された意見書の修正を求めて、修正されたものを改めて提出してもらおうというような手続自体の妥当性、検収していますので、そういうことを考慮したものでございます。

向山委員 修正をしろとは言っていないんですよ。澤野鑑定士に意見を聞いているわけですよ、不動産鑑定。意見書をいただいて普通の感覚でいけば、そこに疑問点があればやりとりをして、そういう課題点、問題点がありますと。でも県はこう考えるからこういうふうに進もうと思いますと。何でその議論ができないんですかね。人のお金だからですか。自分の家で土地不動産鑑定して、自分の感覚と違うとか、もっと違うことになったら話をしませんか。別の方に、まあいいやとやりますか。県民の税金なんですよ、この500万円だって。何でそう判断できないんでしょうか。それは県全体の判断ですか、林務長なんですか、課長、何でそうなるのでしょうか。

金子林務長 これは専門家に意見を求めたものですので、その専門家の意見としてはそれを受け取ったということです。ですから、それに対して疑義がある。だから、そうなればそれは修正しろと、こういう話になるわけですから、専門家が出されたものを、それは一度そのまま受け取って真摯に分析をしていく、考えていくと、こういうことだと思います。

向山委員 では、議論をしないで決定をしたときに、この専門家の意見を否定したのは、どの段階で、誰が決定をしたんですか。

金子林務長 これは5月に鑑定意見書が出されてから、総務部でもそうですし、私どもでもそうですし、検討を重ねてきて、最後にすり合わせをしたのは、たしか6月4日の知事を交えた打ち合わせということだったと思います。

向山委員 6月4日の件はメモが出ていますので、承知しておりますけれども。その道のプロが、もう何回も言う、これで終わりますけど、何回も言わないんですけど、その道のプロが言ったことを、相当の根拠がなければ否定できないと思うんですけど、その根拠は何だったんですか。

金子林務長 これはさまざまございまして、先ほどの所在市町村交付金の交付額の相当額の再計算が省略されているといったこと。なおかつ、237条2項の適正な対価にはない貸付が違法無効であると考えた場合に、それだけでも借地権割合相当額の控除を行うのは疑義があると。さらに、県有林においては、一時金を受領している清里の森以外のところと清里の森と、それ以外のものとの公平性、こういったものを考えたところでございます。

向山委員 何の根拠に基づいてですか、それは。誰の何の根拠ですか。それはわかります。言っていることはわかるし、所在市町村交付金についても、澤野鑑定士はもちろんわかっている、私が意見書の中でちゃんと述べておりましたと、先ほど林務長が言ったとおりですけれども。本来交付金の算定規定というのは、国で決まっていますと。山梨県においても適正にその時々調査が行われて、適正な交付金の額は算定しておりますので、それも確認をしましたと。交付金が相当かどうかというのは、しっかりと国の基準があるから、そういうのののっとなって行われていけば、それで十分だと思いますと。澤野鑑定士はそういう見解を持っているわけです。

別にしなかったわけではなくて、その見解のもとで交付金額が違う。大小ではなくて、当時の基準にのっとなってやっていたら問題ないと。そういうもとに鑑定をされているというのは、この参考人質疑の中で明らかになりました。そういったものを含めて、それを否定する根拠は何だったのかということをお伺いしたいんです。幾つか事由はわかります。その事由を持ってきた根拠は何でしょうか。

金子林務長 所在市町村交付金でいえば、1万3,500円という土地価格に対する所在市町村交付金と3,250円に対する所在市町村交付金と同じことはあり得ないと。これは地方税法でも明らかなことだと思います。

向山委員 それでは、税務関係の部署からそういう指摘が入って6月4日に議論したということでしょうか。

金子林務長 これは指摘というよりも、法令によりますと、要するに現況の土地価格に対して、最終的には70%減とか、そういう規定がございまして、それに1.4%の税率を掛けると。これは私どもでもできることですので、明らかに違っていると、こういうこととございます。

向山委員 その明らかに違っていることを、山梨県としてもそれは違っているというのがわかっていて、澤野鑑定士に、これ全然違うからとはね返したという認識でいいんですか。もともと固まっていたんですか、山梨県としてその3つの基準は。一時金と所在市町村交付金と全部もう決まっていたんですか。この澤野鑑定士に依頼をした6月、依頼書が出てきて、6月4日の時点で全部決まっていたということですか、会議をして。

根拠がどこなのか知りたいんですよ。どの法律家に相談をして。先ほど後藤前知事時代にこれを聞いていますよね。このときは違うことを言っています、全部。それをひっくり返して、どこの誰に聞いてその根拠を変えたかなんですよ。そこをずっと聞いていて、知事も積極的にそれを明らかにするとおっしゃっていただいているんだから、県としてしっかりそれに向き合わないといけないと思うんですよ。誰が、どこで、どの根拠に基づいて決めたんですか。

金子林務長 要は、例えば所在市町村交付金を出すときには、山林素地が正しいということであれば山林素地で計算をするんでしょうし、現況でやるのが正しいといえれば現況で計算すると。ところが、この場合は、現況で評価するのが正しいとしておいて、額は山林素地の県が使っていた額をそのまま使っているというところで、矛盾があるということとございます。

向山委員 それを澤野鑑定士には伝えずに、専門家がいて、法律と不動産鑑定 of 専門家に聞かずに、県の素人が決定をしたと、そういうことですね。

金子林務長 要は、この鑑定結果、評価書としては現況をもとにした評価が正しいという、その鑑定意見書の一番重要な部分ですので、それは採用させていただいています。このことを裁判所の証拠としてこれらを出すかどうかというのは、訴訟追行上の事柄になりますので、弁護士とも相談しながら、何を証拠として出すかということを決めていったということとございます。

向山委員 でも、藤田弁護士は出そうとしていましたよね、準備書面を。プロの専門家、法律の専門家を誰がとめたんですか。法律の専門家ではないですよ。林務長が法律の専門家に相談したんですか。

金子林務長 ちょっとおっしゃっている意味がよくわかりませんが、訴訟追行のスケジュールに沿って……。

向山委員 言っているのは、誰が判断をしたのかということですよ。当時の藤田弁護士は出すと言っていたんですよ、準備書面で。それを法律の専門家ではない県の当局がとめたということですよ。そういうことを言っているということですよ、林務長は。

金子林務長 藤田弁護士が出すと言ったということを承知しておりません。

向山委員 これまでに出していただいたメモの中で、準備書面を準備と書いてあるのは、

あれはどういう意味合いでしょうか。

金子林務長 これは要するに出すか出さないかを検討中と書いてあるとしか、私には見えませんが。

向山委員 では、藤田弁護士は今、県の言っているような考え方に基づいて、澤野鑑定士の鑑定はふさわしくないという判断をされたという認識でよろしいでしょうか。

金子林務長 済みません、私は藤田弁護士と直接その話をしていないので、お答えしかねます。

向山委員 わかりました。では藤田弁護士に聞いて、この澤野鑑定士がだめと判断したわけではないということですね。承知しました。これはどの法律の専門家に聞いて、澤野鑑定士のものを否定されているのでしょうか。

金子林務長 最終的には、方向を転換して、その証拠として何を出すのかといったところを相談しているのは、今の足立弁護士でございます。

向山委員 足立弁護士が就任したのは7月です。これは出てきているのはもっと前です。6月4日の議論の中で話をしているはずですが、誰に相談されたのでしょうか。

金子林務長 済みません、6月4日のマルチメディアルームでのメモの話をされているんだと思うんですが。これによりますと、まず現況を所与とすべき澤野意見書を受けた準備書面を検討中と。その後、鑑定をお願いしている嶋内鑑定士には、知事の澤野意見書に対する疑問点は伝えたと。次回期日には間に合わないと思うが、鑑定が出てきたら証拠として、それに基づき主張していくことになる。このようになっています。

です。この段階で澤野鑑定士ではなくて嶋内鑑定士の鑑定が出てきたら、証拠として、それに基づき主張していくことになる、こういうふうな流れに読めます。

向山委員 こういうやりとりをしてもあれなんですけど、一番県民の皆さんにわかりやすいというのは、どこをその根拠にして。最初から言っているように、恣意的とか政治的な運用と思われぬのが一番重要なんです。知事はそれを排すと言って、いろいろな部分で配慮されているんだから、それに対して県当局がしっかり追いついていかないと。政治的な恣意的な判断はないんですよね。それを何回も確認しているので、総務部長も森林環境部長も林務長もないと言っているんだから、それに基づいた理論構成をしないと、県民の皆さんに説明できなくなってしまうので、そこをしっかりともう一回確認をして洗い出しをぜひしていただきたい。

その上で、嶋内鑑定士の鑑定を全県有地に当てはめる、あるいは今回のこの山中湖の県有地のこの価格を公平、公正をもってほかの県有地にも当てはめるのであれば、どのような方法があるのか考えると、嶋内鑑定士と同じような鑑定評価を各それぞれの場所でやらないと、納得は得られないというふうに思うんです。今までは適正化調査という形をとっていたけれども、これはお金がかかろうが、時間がかかろうが、行政として継続性、公平性を保つのなら、しっかりと各地域地域でやる必要があると思っておりますが、そこについてのお考えは、

いかがでしょうか。

金子林務長 もちろん費用対効果ということもございますが、基本的にしっかりとそれぞれの場所に応じた評価をしていくべきだと考えてございます。

向山委員 費用対効果もあるんですけれども、何よりも重要なのは行政の信頼性なので、行政が信頼されるように。そのためには公正に公平に、どの土地も同じ評価基準でやらないと、なかなか納得は得られないというふうに思います。それは県有地を借りている方も皆さん一緒に、うちだけ安くいいなんて思っているところは、そんな人はほとんどいないと思います。みんな富士観光開発も言っていましたけれども、適切にしっかりとした基準を示していただければ、みんな従うと思うんですよ。それをどのように実現していくかというのを、これから住民訴訟を離れたときに議論していかなければいけないし、検証委員会の中でも、それはどこに言われても大丈夫なものをつくり出していただけるというふうに思っているんですが、今度その膨大な作業を森林環境部でやらないといけなと。そのことについて、現状でお答えいただけるところでお話しいただきたいと思います。

金子林務長 委員おっしゃるとおりでございます、しっかりそれぞれについて説明していかねばいけないと思っています。さらに、それぞれの場所ごとの事情、例えば知事も先日申されてはいたけれども、災害で家を失ってしまったような地区のその移住地などについては、これは適正な価格は出しますが、それでお貸しするのかと。これは特別な配慮が必要になるような場所も出てくると思います。それらの場所については、しっかりとしたルールをつくって県議会で議決をしていただくことによりまして、これは必ずしも適正な価格で貸さなければならないということにはなりませんので、そういった対応もあわせて検討していきたいと考えてございます。

向山委員 ありがとうございます。
あと、この前も聞いたんですけど、一応今回の当初予算の歳入予算では、もう間に合わないと思うんですが、仮に検証委員会の結果が出て、適正化調査を行うと。あるいはそれぞれの不動産鑑定を行う中で、来年度当初の中でそれを途中で、予算編成で変える見込み額として入れるということはあるんでしょうか。

金子林務長 今のスケジュールを考えますと、当初予算は困難だと思います。となれば、はっきりしたところで、補正予算を編成するなどということになろうかと思えます。

向山委員 それは契約更新のところもあると思いますし、ことし、来年度契約更改のところもあるし、契約を昨年してしまったところもあると。それはもう予断なく公正、公平に全県有地、結論がしっかりと出たら、そこはもう全くもってしっかりとまずは適正な価格は何かを出す、そういった意気込みでやる予定でしょうか。

金子林務長 おっしゃるとおりでございます。

向山委員 ありがとうございます。

そこはぜひ全県有地の方々に納得をいただいて、県の説明がしっかりできるように、高くなっても低くなってもぜひそこは公平を期してやっていただきたいなど。

最後に1点だけ、この恩賜県有財産、ここで明治天皇陛下から御下賜されたこの土地を、今までは森林の涵養とか、いろいろな部分に使われてきたと思いますが、新たに政策的予算として、この県民の福祉や教育に充てるというこの行為自体は、法律法令、またそれは異論はあるんですけども、そもそもの天皇陛下からいただいたこの土地を、もともとの森林の育成とか、そういうもの以外に使うということは、その検討というのは県庁内でどのような議論をされていますでしょうか。

金子林務長

1つは、今の恩賜県有林財産管理条例からしても、幾つかの目的を掲げて、それらについて使用していくことができるというものがございます。それと今既に例えば昭和40年代、50年代くらいに学校寮というような形でお貸ししていたところが、だんだんその時代のニーズに沿わなくなって戻ってきているような場所もございます。そういうところについては、今のポストコロナ時代のワーケーションなどの場として活用していく、そのようなことも検討しているところでございます。

向山委員

土地というのは、もともと誰かのものだったわけではなくて、その時々によって名義という形になっていると思いますけれども、何十年前からも何年前からも、そこにいる方々、特にこの県有地については、もともと県のものではなかった部分もありますし、そうした過去の歴史を踏まえると、そこから得た利潤をどう使うのかというのは、法令や条例ももちろんのことなんですけど、先人の皆さんにどう説明をして、それをどうやって県民全体の利益とするかというのは、これは本当にしっかりとした議論をしないと。法律論だけではなくて、法律だけ通ってれば、その土地の人たちの思いも何も要らないのではなくて、先人の皆さんのいろいろな思いがあつての今のこの県有地の活用だと思いますので、そこをぜひ県庁内の議論の中でも、その歴史とか経過も踏まえた上で議論を。その使い道、森林環境部とか部局間を動く予算の取り合いもあるのかもしれないですけど、しっかりと森林環境部としては、歴史的な経過を踏まえてずっと何十年も引き継いできたものがあると思いますので、そこはぜひ県庁内での議論にも加えていただいて、この議論を前に進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

金子林務長

おっしゃるとおりだと思います。ただ、その恩賜県有財産につきましては、基本的に山林でございまして、やはり県土保全など、それから公益的機能をしっかり果たすことによって、県民に恩恵を与えていくというのが一義ですね。水をつくる、災害を防止する、その中に場所によってはさまざまな活用ができるような場所がございまして、その辺については委員御指摘のように、庁内でも各部局とも相談をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

皆川委員長

では、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

皆川委員長

この件に関する質疑を終結いたします。
この際申し上げます。本県については、引き続き審査が必要でありますので、

今後の審査日程等につきましては、委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件に関する今後の審査日程等については、委員長に委任されました。
以上で本日の予定は全て終了いたしました。これをもって散会いたします。

その他 ・引き続き審査する必要があることから、今後の審査日程は委員長に委任された。

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖